

平成29年 網走市議会  
平成29年度予算等審査特別委員会会議録  
第6号 平成29年3月17日（金曜日）

○日時 平成29年3月17日  
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（15名）

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 井戸達也  |
| 副委員長 | 古都宣裕  |
| 委員   | 小田部照  |
|      | 金兵智則  |
|      | 川原田英世 |
|      | 工藤英治  |
|      | 栗田政男  |
|      | 近藤憲治  |
|      | 佐々木玲子 |
|      | 田島央一  |
|      | 立崎聡一  |
|      | 永本浩子  |
|      | 平賀貴幸  |
|      | 松浦敏司  |
|      | 渡部眞美  |

|        |       |
|--------|-------|
| 保険年金課長 | 江口優一  |
| 介護福祉課長 | 桶屋盛樹  |
| 水産漁港課長 | 脇本美三  |
| 港湾課長   | 山本規与思 |
| 下水道課長  | 中村昭彦  |
| 下水道課参事 | 佐々木修司 |
| 営業課長   | 児玉卓巳  |
| 施設課長   | 吉田憲弘  |

|          |      |
|----------|------|
| 教 育 長    | 三島正昭 |
| 学校教育部長   | 田口桂  |
| 社会教育部長   | 猪股淳一 |
| 社会教育部参事監 | 米村衛  |

○事務局職員

|         |      |
|---------|------|
| 事務局 長   | 大島昌之 |
| 事務局 次長  | 永倉一之 |
| 総務議事係長  | 高畑公朋 |
| 総務議事係主査 | 寺尾昌樹 |
| 係       | 川畑雄介 |

午前10時00分 開議

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

|     |       |
|-----|-------|
| 議 長 | 山田庫司郎 |
|-----|-------|

○説明のため出席した者

|        |       |
|--------|-------|
| 市 長    | 水谷洋一  |
| 副 市 長  | 川田昌弘  |
| 企画総務部長 | 岩永雅浩  |
| 市民部長   | 鈴木直人  |
| 福祉部長   | 岩原敏男  |
| 経済部長   | 後藤利博  |
| 観光部長   | 二宮直輝  |
| 水産港湾部長 | 河野宣昭  |
| 建設部長   | 石川裕将  |
| 水道部長   | 佐々木浩司 |
| 企画調整課長 | 高井秀利  |
| 総務課長   | 岩尾弘敏  |
| 財政課長   | 秋葉孝博  |

○井戸達也委員長 おはようございます。  
本日の出席議員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。  
なお、市長から、平成28年度東京農業大学学位記授与式の出席のため、遅参の届け出がありましたので御報告いたします。

それでは、早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

なお、関連であります議案第16号についてもあわせて質疑をいただきます。

それでは、質問者、挙手願います。

小田部委員。

○小田部照委員 おはようございます。

早速質問に入らせていただきます。

認知症対策について伺います。

高齢化が一段と進む中でさまざまな社会現象や課題が提起され、健康や医療、介護といった問題が特に重要視される時代になったと思います。

認知症初期集中支援並びに地域支援ケア向上につきましては、国が策定する新オレンジプランに基づき、全国市町村で実施することを目標に進められている事業であると思います。これを受けて、網走市として新年度から新規事業として取り組まれようとしていることは、一定の評価をるところです。

そこでまず、認知症集中支援事業について伺います。事業内容は、認知症初期集中支援チームの設置と認識していますが、どのような取り組みなのか伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 認知症初期集中支援チームの内容について御説明をいたします。

対応が難しい事例を複数の専門職がかかわり、認知症やその家族に対する初期支援を包括的、集中的に取り組み、自立支援のサポートを行い、適切な医療、介護につなげるものであります。

**○小田部照委員** それでは、網走のように地方になればなるほどマンパワーの確保が困難になってくるとは思います。チーム員はどのような構成になるのか伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** チームの構成でありますけれども、認知症にかかわる知識技能を有する医療、介護などの専門職となります。

医師におきましては、認知症サポート医養成研修を修了、またその他の専門職におきましては、医療保健福祉に関する職種で認知症ケアや在宅ケアの実務相談業務に3年以上携わった経験が必要となります。

当市におきましては、認知症サポート医1名、医療職として看護師1名、介護職として、社会福祉士1名、これに市の保健師2名を加えた構成となります。

また、向陽ヶ丘病院認知症疾患医療センターとの連携が不可欠でありますことから、昨年、協力依頼を要請いたしまして、協力していただけている体制をとっているところでございます。

**○小田部照委員** わかりました。

それでは、このチームの事業内容を伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** チームの役割になりますけれども、まず支援対象者の把握、そして情報の収集、その後訪問、その後観察評価、それを踏まえてチーム会議の開催、そして支援の実施。支援後もモニタリングを継続していくというような内容になります。

**○小田部照委員** それでは、どのような方を対象にしているのか伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 支援対象者でありますけれども、認知症または認知症の疑いがある方とし、医療や介護サービスにつながっていない、また、医療介護サービスが中断している方、さらに医療や介護サービスにつながってはいますけれども、認知症の行動や心理症状が顕著であるため対応に苦慮している方というふうに考えております。

**○小田部照委員** 理解いたしました。

それでは次に、認知症地域支援ケア向上事業について伺います。これはどのような事業内容なのか、概要を御説明をお願いします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 認知症地域支援ケア向上事業でありますけれども、内容といたしましては、認知症地域支援推進員を配置いたしまして、認知症やその家族の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護事業所などとの連携を図るとともに、地域における相談支援や支援体制を構築するという事業になります。

**○小田部照委員** わかりました。

認知症地域支援推進委員は専門的な知識を有することが想定されますが、どのように配置されるのか伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 当市といたしましては、2カ所ある地域包括支援センターに1名ずつを配置することで考えております。

活動に当たりましては、担当圏域が広域であるため、地域密着型認知症対応型グループホーム、市内に10カ所ありますけれども、及び地域密着型小規模特別養護老人ホーム、これも市内に3カ所あります。これらを認知症地域支援推進員と地域をつなぐ協力機関として位置づけることで依頼をさせていただきます。

また郊外地区につきましては、現在、いきいき教室という事業を支援していただいているボランティア団体が郊外に5団体ございますので、その方々に認知症サポーター養成講座の受講を計画して、協力いただける体制を構築していきたいというふうに考えております。

**○小田部照委員** 網走には現在、民生委員や健康推進委員の方も数多くおられ、それぞれ活躍いただいていると思いますが、こうした方々との連携や協力はどのようになされてお考えなのか伺いま

す。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 協力機関となる地域密着型施設ですけれども、介護保険法によりまして2カ月に1回の運営推進会議が義務づけられています。運営推進会議には、民生委員、町内会、老人クラブ、施設、地域包括支援センター、市などで構成されますけれども、地域において支援が必要な高齢者の見守りや支援に伴い日常的に情報交換が行われている状況がございます。認知症は早期発見、早期対応が重要であることから、さらなる連携体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○小田部照委員** わかりました。

それでは次に、認知症に対する医療体制について伺います。

日本は現在、認知症に対する専門医が極端に少なく、受診や診断に大変苦慮しているのが実情だと認識しています。網走市の現状はどのように捉えているのか伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 当市におきましては、向陽ヶ丘病院に物忘れ外来と認知症の専門的な診断や相談を目的とした認知症疾患医療センター、また、桂ヶ丘クリニックにも物忘れ外来が開設され、近隣地域と比較すると充実しているのではないかとこのように考えております。

**○小田部照委員** 近隣と比べて、充実していると認識いたしました。

それでは次に、認知症サポーター養成事業について伺います。私も受講者の1人ですが、参加した人たちからは皆、感心し大変好評でした。

現在、養成講座の講師が何人ぐらいいるのかお尋ねすると、こうした活動によってサポーターが何人要請されているのか、改めて伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 認知症サポーター養成事業についてであります。この事業につきましては平成20年度から取り組んでおります。養成講座の講師となるキャラバンメイトの方は現在48名が登録されております。

また、これまで要請された認知症サポーターにつきましては、平成29年1月末現在で1,980人となっております。

認知症サポーター養成事業につきましては、やはり認知症の方につきましては地域の見守りというようなことが大変重要になってきますので、今後もこの事業は継続し、認知症サポーターをふや

していきたいというふうに考えております。

**○小田部照委員** わかりました。

認知症は早期発見、早期対応が重要であると思います。しっかりと認知症初期集中支援事業、認知症地域支援ケア向上事業を推進するとともに、地域や関係機関との連携体制を構築し、市民の健康の保持発展に努めていただけるよう取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

**○井戸達也委員長** 次、川原田委員。

**○川原田英世委員** それでは私のほうから網走港整備特別会計並びに能取漁港整備特別会計について、まず質問をさせていただきたいと思っております。

これまでも補正等で各委員会等でも行ってきたところでありますけれども、昨年度の実績と今後の次年度の見通しについてお伺いしたいと思っております。

**○脇本美三水産漁港課長** 能取漁港整備特別会計の実績というのは土地の売却の実績ということだと思いますが、それと今後の見込みというお尋ねでございます。

平成28年度の土地の売却実績でございますが、今議会で議決いただいた案件1件と議決案件とならない案件が1件の計2件、面積で1万4,690平方メートル、4,334万円の平成28年度の実績となっております。

今後の見込みということでございますが、平成29年度以降、以降といたしますか、平成29年度中に御購入をいただけることが決まっている方は現在のところはおりません。購入に当たっての相談を受けているなどの引き合いについては、今のところ1件ございます。

以上でございます。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

まず、委員会の中でも安く販売した分、差額を補填するというような中身をお伺いしました。販売が進んでいくことは重要ですが、やはりなかなか企業側のニーズとこちらが提示する金額等も間があいてきてしまっているということもあるのだというふうに思いますが、もとより企業の進出もしかるべきですし、地元の企業の有効活用という部分でも、やはり今、進めていかななくてはならないということもあると思いますので、ぜひとも来年度もさらに前に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に私のほうから質問は、個別排水処理施設整

備特別会計についてお伺いいたします。

個別排水処理施設建設事業として、今年度も積みまれているところでありますけれども、何件ほどまず建設を予定しているのかをお伺いいたします。

**○中村昭彦下水道課長** 平成29年度の個別排水処理施設建設事業費の内容ですが、浄化槽本体を10カ所、調査設計委託費、浄化槽の設置の設計委託費として予算計上しております。浄化槽は10カ所分の予算を計上しております。

**○川原田英世委員** わかりました。

これまでも取り組みが進んで、ことしも10カ所ということなのですが、今後の見通しとしては、どのぐらいの期間をかけて設置整備していくものなのかお伺いいたします。

**○中村昭彦下水道課長** 今後の整備の見通しとしては、37年までを一応二次計画として計画をしております。

**○川原田英世委員** 37年までを二次計画としてということで、かなり長い期間をかけて整備をしていくのだなということで理解をさせていただきました。

この個別排水浄化槽整備が始まって、徐々に徐々に範囲が広がってきているのだと思うのですが、技術も進んできているのだというふうに認識しております。最近、バイオの技術もいろいろと進んできて、今回の網走市のごみ施設、生ごみ施設なんかを見ても、遂にここまで来たのかなというふうな感覚で見えておりました。

また、そのバイオ技術が進むによって排水であれ、汚泥であれバイオ分解されて肥料化して、いろいろな活用方法もまた生まれてきていると。個別だから、小さいからということでもなく、そういった小さいものでもさまざまな有効活用ができるという技術が広まってきて、またコストも、徐々に徐々にその新しい技術に合わせて下がってきているというふうに話を伺っているのですが、そういった部分で新しい技術等の検討をされているとか、情報入れているとか、そういった部分があるのかお伺いいたします。

**○中村昭彦下水道課長** 個別排水処理施設整備事業といたしましては、平成12年度から始めておきまして、当初ですね、コンパクト型というものと通常の凡例の大きな浄化槽ということで検討されてきております。その中で、維持管理費だとか水質

基準のクリアしたものということで、従来汎用の嫌気ろ床接触ばつ気方式という浄化槽を使っております。

その後も技術的に開発されまして、その今、汎用型のコンパクト型というのを、今現在使用しております。全道的にも、ほぼコンパクト型の浄化槽を使用しているという実績もありまして、ほかの処理方式という検討は現在行っておりません。

**○川原田英世委員** はい、わかりました。

サイズが小さくなっていったということでコンパクト型になっていたということで理解いたしました。さまざまな技術があるのだと思います。嫌気式を今、使っているということですが、好気発酵から何からいろいろと、ぜひいろいろな技術を検証していただいて、今後、さらにやはり一次産業のある地域でありますので、こういうものがいいのではないかと提案もいろいろなところからあるのかと思います。そういった声も受けながら、よりよいものをつくっていけるよう検討を広げていっていただきたいと思います。

以上です。

**○井戸達也委員長** 次、永本委員。

**○永本浩子委員** それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに保健指導事業についてお聞きしたいと思います。

一昨年、議員になって初めての一般質問のときから糖尿病の予防に力を入れてまいりましたけれども、広島県呉市のレセプト分析を活用した糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みが成功したことを受け、国はデータヘルス計画として全国展開を進めております。

当市でも、昨年からはスタートしているということで、その内容と成果をお聞かせください。

また、糖尿病以外の取り組みもあれば、あわせてお聞きしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 当市におきまして、レセプトや特定健診のデータを集約し、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康問題の分析、保健事業の評価を行う国保データベースシステムを活用し、平成28年3月に網走市国民健康保険データヘルス計画を策定しております。この計画により、健康保険業法をさまざまな保健事業の実施に活用しております。

このデータヘルス計画の中の長中期的目標の一つとして、新規人工透析患者の抑制としており、その対策として、網走市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業を平成28年9月から実施しております。

現在、6名の方がプログラムに参加し、保健師による家庭訪問などで、生活習慣の改善や受診の指導などに取り組んでおります。

また、ジェネリック医薬品を普及させることにより、患者負担の軽減や医療費保険財政の健全化に取り組んでおります。

当市のジェネリック導入状況は、国保データベースシステムにより平成28年1月から12月の平均で69.4%となっており、管内平均の68.9%よりも高く、また、全道平均の69.4%と同数となっております。

また、ジェネリックに関しては差額通知を行っており、これは年1回行っておりますけれども、29年度からは年2回を予定しております。

また、重複受診や多受診者を抽出し、保健師による助言指導により医療費の抑制に努めております。

**○永本浩子委員** 今、糖尿病性腎症の重症化予防を一番に力を入れながら、また、ジェネリック医薬品の普及とか、また、重複受診のほうにも力を入れているというお話をいただきました。

現在6人の方が保健師の指導を受けながら重症化予防に取り組んでいるということで、私としても大変うれしく思っております。

こうした指導が行われずに、もしも重症化して人工透析になったとすると、年間の医療費は、今、透析の場合は1人約600万円と言われております。6人で、網走市としては3,600万円。これが一生続くわけですけれども、仮に10年としても、3億6,000万円ということで、大変大きな医療費の削減につながりますし、さらに、一日おきに透析をしなくてはならないので、仕事を続けることも困難になり、行く行くは生活保護につながったり、また介護にもつながっていくと思いますので、そして何より御本人もつらく、御家族も大変です。非常に有効な取り組みだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いません。

また、多分この後、呉市は民間企業のデータホライゾン社というところに提携をして、こういっ

た事業を進めてきたのですけれども、データホライゾン社としては、今後、多剤併用、薬のダブリですね、私も薬剤師として、いろいろな医療機関の同種類の薬のダブリとかをチェックして、医師に問い合わせをしたりもするのですけれども、そういったことがデータとして自動的に検索ができるようなところにも今後踏み込んでいきたいという報告もありましたので、またそういった活用の仕方も今後出てくるかと思っておりますので、有効に活用して医療費削減、また市民の健康のために使っていただきたいと思っております。

それでは次に、介護保険のほうで買い物支援サービスについてお聞きいたします。

今回、新規事業として新たに組み込む事業ということで、まずこの事業の内容を教えてくださいたいと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 買い物支援サービス事業でありますけれども、今回新しく始める介護予防日常生活支援事業における訪問型サービスに位置づけまして、支援基本チェックリストで要支援者相当と判断された高齢者と要支援認定者を対象に買い物支援を提供することになります。

**○永本浩子委員** 具体的にその買物をしていただいたりする方はどういった方が担うようになるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今回のサービスにつきましては、シルバー人材センターに委託をして実施をすることとしております。

シルバー人材センターを選択した理由ですけれども、家事援助になれたヘルパーの有資格者が10名ほど女性の方でおられるというようなことがございましたので、シルバー人材センターに委託といたことでございます。

そして、訪問介護利用者、直近で200名ほど要支援者、介護サービスを御利用されているのですけれども、そのうち買い物支援を使っている方は30人程度といたことで、シルバー人材支援10名程度の体制でも対応できるのだらうというようなことでそういった形にしました。

**○永本浩子委員** わかりました。

また、今回こういった事業を新しく立ち上げた狙いというか、どういった方向性を目指してこういった事業を始めたのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** サービス利用者に対しまして、この買い物支援を別枠にすることで通常

の身体介護や生活援助、ここを中心としたサービスの提供が可能となるというようなことがまず1点ございます。

また、昨年、国の動向を見ると、要介護1の方の在宅での生活を援助するサービスのあり方を見直して、訪問介護における掃除、調理、買い物といった、そういった生活援助を介護保険から、給付から外すというような動向も見受けられましたので、今後、こういった生活支援サービスの創出というものが必要になってくることも踏まえまして、事業を立ち上げたところでございます。

**○永本浩子委員** 今のお話で、私も要支援者の方とかのその買い物支援とか、そういった軽い内容のことがだんだん介護保険の中から外されていくということも方向性としてあるようでしたので、こういった形でそこをケアしていくということはとても大事なことだと思います。

また、2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築というのが、今、大変大事な課題となっております、こうした取り組みを通して、介護人材がなかなか確保が難しい段階になったとしても、介護の資格を持っていなかったとしても、こういう軽い支援に関しては、地域の方で補っていくということで、少しずつこの地域力をアップしていけるということで大変大事な事業だと思っております。

また、今お話にもありましたように、ヘルパーさんに買い物を頼むと1時間はあっという間にたってしまうと、このサービスを使うことによってこの1時間を掃除とか食事の支度などにさらに有効に使えるということで、利用者さんにも喜ばれる内容のサービスだと思います。シルバー人材センターの方たちには頑張っていただきながら、これが成功の形で続いていくように、運営のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、訪問型の短期集中予防サービス事業についてお聞きいたします。

従来の通所型ではなくて、今回訪問型の新規事業として、この事業が立ち上がりましたけれども、この内容をまず、教えていただきたいと思ひます。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** この事業につきましても、介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスの位置づけで実施するものであります。

内容といたしましては、閉じこもりがちな心身

の状況にある高齢者を対象といたしまして、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった専門職が居宅を訪問し、上限3カ月の期間で社会参加を目的とした相談、指導、リハビリなどを提供するサービスになります。

**○永本浩子委員** 閉じこもりがちな高齢者のところにわざわざ来てくれて、そういったリハビリをやってくれるというのは、本当に高齢者の方にとっては大変ありがたいサービスだと思いますけれども、このリハビリ専門の人材の確保ということが、ちょっと私としてはそこまで確保ができるかどうか少し心配な点がありますけれども、この点に関してはどうお考えでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 今回、北海道リハビリテーション専門職協会の御協力をいただいて実施できるものでございます。所属は明生会ですとか厚生病院ですとか、そういった医療機関に所属している職員でありますけれども、市の介護予防、市の認知症予防教室などにも御協力いただいておりますし、今回もこの御相談をしたところ、ぜひその地域のリハビリテーションに取り組みたいというような意向を確認とれましたので、この委託につながったということがございます。

ただ、通常、病院の業務もありますので、この方々がこの事業にフルに動くというようなことにはちょっとならないのですけれども、できるだけ地域に出向いていただいて、実施をしていただけるというふうなことで御理解をいただいているところでございます。

**○永本浩子委員** そういった意向で快く受けていただいているということで、安心いたしました。

また先ほどの買い物支援サービスもそうですが、多分、一番間に入って対象者を選定したりとか、次の支援をお願いしたりとかするのが、多分ケアマネさんが入るようになると思うのですが、今このケアマネも手が足りなくて大変だという話も聞いておりますけれども、その点はいかがででしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 委員のおっしゃるとおり、先ほどの買い物支援もそうですが、この短期集中予防サービス事業につきましても、ケアマネジャーのケアプランに基づいたサービス提供となります。基本的には地域包括支援センターがマネジメントを担うこととなりますけれども、しっかりそこは連携をして状況確認しながら実施をして

まいりたいというふうを考えております。

**○永本浩子委員** ぜひ、よろしくお願いします。

私が父の関係でお世話になっているケアマネさんもかなり忙しいというお話も聞いておりますし、また地域包括ケアセンターのセンター長さんたちも本当に追われているという話も聞いたことでもありますので、ぜひそういったところもいろいろと情報交換を密にしながら運営していただきたいと思います。

でも、このサービスによって介護度が軽くなることが十分考えられますので、介護保険の関係でもとてもいい結果に結びつくのではないかと考えております。

また先ほど答弁の中にもありましたけれども、家に閉じこもっていた高齢者が、このリハビリのスタッフとまた触れ合うことで、そしてまた自分自身の体のほうもよくなることで明るくなったり、社会参加が可能になれば認知症対策にもなりますし、孤独死の防止にもつながると思いますので、大いに期待したいところですので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、成年後見制度推進事業、また成年後見制度利用支援事業についてお聞きいたします。

平成21年から始まった事業だと思いますけれども、事業内容と平成21年からの実績をお伺いいたします。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 成年後見制度利用支援事業についてでありますけれども、成年後見制度利用支援事業は、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な高齢者等対象といたしまして、市長及び親族による後見等の審判の申し立て費用や後見人等の報酬を助成する事業であります。

平成21年度から取り組んでおりますけれども、これまで市長申し立て11件、親族申し立て1件、そして後見人等の講習助成が3件といった実績となっております。

**○永本浩子委員** 今現在、この成年後見制度を受けられている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 成年後見制度を利用されている方というのは、裁判所が所管になりますのでいろいろな形で利用されている方がいらっしゃると思いますのでその実数はちょっと把握していませんのですが、今現在、市長申し立ては3件とい

うようなことで御理解をいただければというふうに思います。

**○永本浩子委員** それでは、市民後見人と言われる方は今何人いらっしゃるのでしょうか。

また、今後の養成研修の予定などはいつごろと考えていらっしゃるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 市民後見人についてでございますけれども、このことにつきましては一般会計のほうの成年後見制度相談支援事業の中で実施するものでありまして、生活サポートセンターが担う部分ですけれども、平成26年度に市民後見人養成研修を実施いたしまして24名の方で受講していただいております。その後、2名ほど実際に活動していただいた実績がございます。

新年度、また市民後見人養成研修は新たに実施する予定となっております。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

また、この成年後見制度ですけれども、お金とか財産が絡むことですけれども、これまでに何かトラブルなどは起きなかったのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 成年後見制度を活用してからのトラブルというものはございません。

ただ、市長申し立てに至る経過といたしまして、親族がいないですとか、金銭トラブルがあって相談されて市長申し立てにつながったというようなケースはございますけれども、この利用に伴ってトラブルというものは報告されておられません。

**○永本浩子委員** 安心いたしました。

今後高齢者の増加に伴って認知症も確実にふえてくると予測されております。身近に親族のいない高齢者にとってこうした制度があることは大変ありがたいことだと思っております。高齢化社会に向けて、市民後見人の養成にも力を入れていただき、地域社会での見守りの体制を築いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

**○井戸達也委員長** 次、田島委員。

**○田島央一委員** それでは、私のほうからは後期高齢者医療の特別会計に関連して何点か質問をしてみたいと思います。

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定の誤りによる保険料の過大・過小徴収についてお伺いをしていきたいと思っております。

私自身ですね、実は網走市を代表しまして、北海道後期高齢者医療広域連合議会の議員として出させていただいております、先般、本年の2月の14日に広域連合議会のほうがございます、その中でも質疑をさせていただいたのですが、そのときには、厚生労働省と北海道の広域連合の関係について質問をさせていただいたのですが、今回は窓口業務を担う現場の対応ということで、今回、市のほうに質問をしてみたいと思います。

まず、保険料の徴収ミスがあったということで、昨年12月27日に厚生労働省から発表があったところなのですが、この事実経過についてどのように把握しているのか、網走市の所見をお伺いしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 今回の案件についてでございますが、平成28年12月27日付、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡により、後期高齢者医療制度の保険料の均等割額の軽減判定における事務処理システムに制度開始当初から設計誤りがあり、一部の被保険者において、保険料に賦課誤りが生じる場合がある旨、把握しております。

**○田島央一委員** 承知しました。

事実の経過はそういうことで、基本的には厚生労働省のミスということが第一というか、そこが基本なのかなと思っています。

そこで過大・過小徴収となった対象者が、網走市内でどれぐらいいるのか、把握している数字のほうをお伺いしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 2月17日現在ですけれども、23名の方が対象となっております。

**○田島央一委員** 23名ということで、この対象となる方、過大徴収、過小徴収とこの内訳が多分あると思うのですが、その部分は把握をしているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 既にこの23名の方の所得情報につきましては、市において把握できる部分につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合のほうに送付済みであります。現在、広域連合のほうにおいて、正しい軽減判定及び保険料の算定を行っているところであります。結果につきましては、今月末か来月上旬には判明すると聞いておりますので、それによって保険料に変更があった方の把握が可能になるものと考えております。

**○田島央一委員** はい、承知をしました。来月上

旬ぐらいまでということで、これもどれぐらい人数がいるのかということで、広域連合の議会の中で私も質疑したのですが、まだちょっと推計でしかわからないということで、全国で2万人ぐらいで影響額が6億円ぐらいじゃないかということぐらいしかちょっとまだ答弁ではなかったのですが、網走市としては23名ということで、その辺も来月上旬までしっかりはつきりしているのかなと思います。その内訳の部分に関してですね。

次にですね、北海道後期高齢者医療広域連合からは、窓口業務を担う市役所に対してどのようなことが求められているのかお伺いしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 今回の議案に対する市町村の役割としましては、賦課変更決定通知書の送付及び還付及び徴収の手続とされております。国、広域連合からはまだ具体的な対応についての指示はありませんが、還付追加徴収が判明した被保険者に対しては、文章による通知のほか、問い合わせなどがありましたら、丁寧な説明を心がけるなど誠意をもって対応していきたいと考えております。

**○田島央一委員** 確認なのですが、あくまで市のほうから通知が行くという形で、手続上何か、後期高齢者医療の被保険者の方から何か申請をしてという形ではないのか、その確認をちょっとさせていただきたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** 今回の23名の方につきましては、保険料が増減、ふえるかふえないかという決定変更通知につきましては、市のほうから送付する形になるかと思っております。

**○田島央一委員** 承知をしました。

あとですね、システムは改善されるまで、これも広域議会で聞いたのですが、平成31年の4月をめどにシステムのほうが改善されるということで、それまでの対応についての説明は広域連合のほうからどのようにあったのか、またその内容についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

**○江口優一保険年金課長** このシステム誤りに関しましては、現在国において、平成31年4月から運用する標準システムを改修中でありまして、それまでの間は、毎月の新規の被保険者の保険料算定には、国から配布されるツールを用いて広域連合で適正な保険料計算が行われることとなっております。

ます。

**○田島央一委員** はい、承知をしました。

対応はそれぞれあって、現場のほうが混乱しなければいいなということと、あと被保険者の人がまた混乱をしたりだとか、最近還付だとか詐欺も多くなっているのも、変な誤解をされたりとかそういうことがなければいいなと思っています。市の現場の対応としては、高齢者の方ということでなかなか理解しにくい部分があったりとかそういうところもあるかもしれませんので、丁寧な対応をしていただきたいなと思っています。

そもそも厚生労働省のほうがこのシステムをつくった平成20年当時からの誤りが今ごろというのか、昨年の年末に発覚したということで、後期高齢者医療が始まって平成20年だからもうことして9年かな、だから過去8年間分が対象になるのですが、還付されるのは、この前も広域議会で聞いたのですが、8年分が還付されるという形で、ただ過小徴収で2年間分は、少なく払っていた方に関しては時効もあって過去2年分が請求されるということで、被保険者からしたら何をやっているのだということと、突然請求が来たりするとちょっとびっくりされることもあるので、そこは保険年金課のほうで非常に丁寧に対応されるということで先ほども答弁あったので、そのような形で進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

**○井戸達也委員長** 次、渡部委員。

**○渡部眞美委員** 私のほうから介護特会について何点か質問をさせていただきます。

まず初めにですね、地域包括ケアシステムの構築が重要であるということは、以前にも福祉課のほうとお話をさせていただきました。

平成29年度、先ほどの議論の中でもありましたように、新しい認知症初期集中支援推進事業と認知症地域支援ケア向上事業、内容については先ほどの話で言っていることわかったのですがけれども、やはり網走地域がどのように変わっていくのか。一人の人を支えるのに沢山のサポートが必要であり、そのサービスがふえたのだよということわかったのですがけれども、やっぱり文字を読んでいるとわかりにくいので一つ一つちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、ここは認知症の方ですので、人数の把握について、現在、要介護、要支援者の中にどれぐ

らいの方が認知症と診断されている方がいらっしゃるのか確認をさせてください。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 認知症の方の数でございますけれども、いつも年度末にまとめておりますので、昨年3月末の数字になりますが、1号被保険者1,857人のうち、ほぼ自立のランク1を含めると1,577人、日常生活に支障を来し注意が必要なランク2以上の方は1,097人という状況になっております。

**○渡部眞美委員** これはあくまでも潜在している認知症の方が多いということで理解をさせていただきます。人数はあくまでも参考であって、サービスを必要としている人、また認知症という診断を受けていない人はいるということは確かであるということがわかると思います。

それでは、新しいこのサービスによって、国から言われて私はこの施策をしなければならないというのはもちろんわかります。網走独自の政策が必要だということが、国がつくらなければいけないものの中に、網走らしさ、地域性というのが必要だと思うのですが、この認知症のプランに関しましては、どのような検討が行われて網走らしさというのが今後必要になってくるかという課題というのは何か見えたものはありますか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 認知症施策につきましては、やはり早期発見、早期対応が重要であるため、国が示している事業に準じて進めていくわけですけれども、今回、ケア向上事業の中で認知症地域支援推進員を配置することになります。認知症地域支援推進員につきましては包括支援センターの職員になりますので、圏域のある程度の状況なども把握しておりますので、しっかり地域に出向いてネットワークづくりをしていただいて、今後その地域の課題、それから資源、そういったものを把握していただいて、今後の認知症施策につなげていきたいというふうに考えております。

**○渡部眞美委員** 包括支援センター2カ所に各1名認知症地域支援推進員を配置する、そのことは一定程度評価をさせていただきたいと思います。

それでは、昨年、高齢者福祉費のほうで網走市認知症ケアパス、これを作成しなければいけないということで、できたということで見させていただきましたが、今後これはどのように活用していくのか、どこに配置をされて、その活用方法について伺いをしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 認知症ケアパスにつきましては、認知症施策の事業の一つとして、平成28年度に実施をさせていただきました。先月完成いたしましたして、まず3,000部を作成いたしました。

今後、この認知症ケアパスにつきましては、医療機関ですとか公共施設に備えつけるとともに、市民にもしっかり配布をして、認知症の理解といったものを深めていただきたいというふうに考えております。

○渡部眞美委員 まずは一般の方が認知症を理解していただくというような、入り口がそのような内容になっておりましたので、一般の方もまず見ていただいて、周りにいる人が認知症かなと思った時点で見るのではなく、誰もがある程度のことには知っている特別なことではないのだよというような周知の仕方をしていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、どうしても事業ですので認知症についての事業とただの要介護者の事業というのが変わっているように事業の中では見られるのですけれども、認定をされていなくても一人の高齢者として一連のサービスが受けられていることが私は必要だと思うのですけれども、事業の中でこっちに行ったりあっちに行ったりということではなく、そのような事業、サービスの受け方が必要だと思っている中で、担当課といたしましてはどのような工夫というか、その課題に向けてはどのような注意点が必要だと思っておりますか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 やはり先ほども御説明しておりますけれども、認知症サポーター養成講座、また認知症サポーターのいるお店登録といったもので、まず認知症を知る方を地域にふやしていくというようなことがまず大事だというふうに考えております。

そして、今回、介護予防日常生活支援総合事業の実施に当たりましては、地域包括支援センターが、マネジメントを今までは要支援者、要介護者だけだったものがサービス事業対象者に対してもマネジメントを行うというようなことになりますので、身体状況や生活状況、そういったものも把握できますし、その状況に応じたサービスの提供が可能になってくるのではないかなというふうに考えております。

○渡部眞美委員 現場の混乱がなくスムーズにい

けば、それが確立されていくと高齢者の見守り体制といったところでも一歩進むと思うのですけれども、まずは入り口ですので、現場の混乱がないような形も同時にさせていただきたいということをお願いして、その見守り体制の中で一つ確認をさせていただきたいのですが、認知症はどうしても徘徊をしてしまうということで、悩まれている御家族の方がいらっしゃると思います。

その中で、今は網走のそうさく助け合いネットワークという登録制のネットワークを組まれて、それには対応しているということがありました。

その中で、やはり登録をしていない人の部分というのは目が届かない部分があるというのが課題であったと思いますが、そのようなことで今回新しく認知症のケアが変わるといった中で、ここの部分のネットワークの構築についてはどのような検討がなされて今後どのように変わっていくかということは検討されましたか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 網走そうさく助け合いネットワークにつきましては、網走市ケアマネジャー連絡協議会が主体となって設置をしているものでございます。

現在の登録している認知症高齢者は80名程度。そして、これは徘徊に伴って協力員に一斉にメール送信をして初動検索するというものなのですけれども、その協力員が今98名登録されている状況となっております。やはり先ほども御説明しましたけれども、認知症の方、数字と比較するとやはり登録が少ないというようなこともございますけれども、やはり認知症施策、ケアパスの配付ですとか、認知症地域支援推進員の活動などから地域にやはり認知症を理解していただいてというのがまず前段で今後その登録人数もふやしていきたいというようなことで考えております。

○渡部眞美委員 今の状態、私はそれはそれでするということと課長も認識同じ部分があるとは思っているのですけれども、一般の方、例えばコンビニの人ですとか、タクシーの運転手さんですとかそういった方を広げていかなければいけないというのは認識をさせていただいていると私も思っております。

それでこの間、高齢者福祉費の中で課長の答弁があって、介護予防生活支援拠点整備事業という中で大曲をモデル地区にしてさまざまなもの見守りですとか、その地域のところの答弁を聞いて

ているとここの部分が広がっていけばこの高齢者の見守りと認知症の徘徊のネットワークの構築というのが徐々に広がっていくのではないのかなと思っただけですけど、その辺の所見について伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 29年度から始めます生活支援体制整備事業、このモデルとして大曲地区をとというようなことでございます。まさにこの大曲地区の取り組みは先進的でありますので、このモデル事業を広く多地域に広げていって、地域でこの高齢者を見守る体制づくりというのが進めばというふうに考えております。

**○渡部眞美委員** 国は2025年までにということでもどんどん市に対して、市町村に押しつけているようなことがどんどんこれからも出てくると思うのですけれども、逆にそれを利用して私は網走らしい独自の政策をどこか片隅にやって利用して網走らしい独自の政策になっていくようにして欲しいと思います。

次に移ります。

生活支援対策整備事業についてなのですけれども、今は認知症の方のお話をさせていただきましたが、ここでは高齢者の支援体制の充実、社会参加の促進を一体的に図るようになっておりますが、具体的にどのようなことかというのが余りよくわからなくて、代表質問の市長の答弁には積極的な推進、地域における課題と社会資源の把握に努めます。また、多様な主体と連携していくということはある、すごく前進している、すごいことになるといえるのは、スタートラインだというのはわかるのですけれども、具体的なこの事業の内容についてお示してください。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** まず、生活支援体制整備事業につきましては、基幹型となる第1層の協議体をつくります。そして、そこに生活支援コーディネーターを配置します。

協議体の役割ですけれども、地域のニーズ及び資源の把握並びに情報の見える化、そして企画、立案、方針の策定、これは生活支援等サービスの体制整備、これは担い手の養成ですとかサービスの喪失といったこととなります。そして地域づくりにおける意識統一の場、そして情報交換の場、これを基幹型の第1層協議体と今回、大曲地区のような圏域に第2層目の協議体をつくるというようなことで考えております。

そして、第1層に配置する生活支援コーディネーターでありますけれども、これは、地域とのネットワークづくりを推進するということと資源開発ですね。地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、そして高齢者等が担い手として活動する場の確保、こういったものを開発していく。そしてニーズと取り組みのマッチングを行うということが生活支援コーディネーターの役割になります。

これをですね、第1層、そして第2層に今後広げていって、しっかりその地域のニーズ、資源、課題、こういったものを把握して生活支援の構築に努めていきたいというふうに考えております。

**○渡部眞美委員** 第1層のその部分ができたのだよということだけわかりました。

第2層についてはこれからまだまだ取り組まなければならないという課題があるのだと思いますが、1点確認をさせてください。

生活支援コーディネーターという言葉が出てきましたが、これはきのう確認させていただきました、社会福祉協議会に1名配置をするということです。1名ですので、29年度の負担はちょっと大きいのかなという私は印象を受けました。でも、いないよりは1名でも私は市にとって高齢者の見守りから見るといたほうがいいのですけれども、社会福祉協議会ですから、生活サポートセンター等がある場所です。

そして、この高齢者の見守りという関係では今度、地域包括支援センターが市内に2カ所ありますので、この生活支援コーディネーターの方というのは包括支援センターと生活サポートセンター、それは市民の人が生活困窮ということだけではなく相談に訪れる方ですから、その辺の関連ってというのはどのような形、位置づけになっておりますか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 生活支援コーディネーターの役割になりますけれども、やはりその地域とのネットワークづくりというのが第一で、そのほかは関係機関とのネットワークづくりも重要であります。そういったものを第1層協議体に1名を配置して、29年度はまず地域とのネットワークづくり、関係機関とのネットワークづくりを重点的に進めてもらって、今後の第2層目の協議体の設置の足がかりといたしますか、そういったことで活動していただくことで考えております。

もちろん、地域包括支援センターとの連携も不可欠ですし、第1層の協議体にはもちろん市も構成となっておりますので、しっかりそこは連携をして、ネットワーク化を進めていきたいというふうに考えております。

**○渡部眞美委員** いろいろなところと連携をしなければならぬということと、今度地域にその第2層をつくるに当たって、町内の方ですとか必ず民生委員さんの方ですとか、一般市民もかかわって、かかわる方が多くなれば、本当は向上していかなければならないのですけれども、一つ団体が多くなることによって取りまとめていくという大変さがあると思いますが、それが構築されたときには、網走独自の体制づくりということになると思いますので、私はこのスタートが大事だと思っています。

今後、必要な人にサービスが必ず行き届く、ただ、介護に陥らないことというのも家族にとっても本人にとっても重要でありますので、その介護認定を受けて、受けるまでの間、必要な人は受けたほうがいいですけれども、その見きわめを家族以外の方がしていかなければならないという、今、ソフトな部分の前段ってというのがこれまでもやっていると思うのですけれども、どのようなことが考えられますか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** これまで地域からの情報でちょっと認知があるようですとか、身体が不自由ですよというのがあれば、即介護認定というようなことになりがちでしたけれども、今度は介護予防日常生活支援総合事業が始まることによって認定がなくても基本チェックリストでサービスの提供が可能となります。そういった方々も、地域包括支援センターがマネジメントを行うようになるので、幅広い見方ができるのではないかとこのように考えております。

**○渡部眞美委員** 私も今、その部分ではそのチェックリストで判断ができる、目が今まで行き届かなかった人に救い上げるようなシステムがあるということは、そこは評価をしたいと思えます。

ですが、この認知症の施策が広がることによって、認知症であると言われた方と一般の介護の方、支援者、普通の高齢者といった政策が分かれることなく、区別されないで一人の人として地域で暮らせるということの基本の網走の独自の政策

になっていくことを要望いたします。

以上、質問を終わります。

**○井戸達也委員長** ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

**○井戸達也委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。質疑を続行します。

平賀委員。

**○平賀貴幸委員** それでは、質問をさせていただきます。

最初に、導水管の更新の状況についてお伺いしたいというふうに思いますが、これまで導水管の事故を含めてさまざまな課題がある中、時間をかけて少しずつですが導水管の更新は進んでいるというふうに思います。

懸念も長いものが多いということで、できるだけ早い時期の更新が望まれるところでありますが、財政の影響ですとか、国の支援の問題とか、さまざまな課題があつて徐々にしか進まない状況であるというふうに理解しておりますけれども、平成29年度はどのような状況になるのか伺いたいと思います。

**○吉田憲弘施設課長** 導水管の更新状況と平成29年度の予定についてですけれども、導水管の更新状況については、総延長約62キロメートルのうち、更新済み延長は約29.4キロメートルとなっております。更新率は47.4%の状況です。

また直近の布設がえ工事は、平成22年の2月の漏水事故を受け、平成23年度、24年度に行った延長1.3キロメートル、また平成25年2月の漏水事故を受けて行いました平成25年度、26年度に延長5.4キロメートルの布設がえ工事を行っております。

この5.4キロメートルの布設がえ工事は、当初平成25年度から31年度の7年間で行うこととしていました早期修繕困難区間等の前倒し工事として実施してきたものでございます。このことから現在は、平成32年度からの本格的な更新工事のための更新計画の策定作業を進めているところでございます。

また、平成29年度については、畑の耕作に支障となる廃止管となった既設導水管の撤去のみの予定としております。

**○平賀貴幸委員** ただいまの答弁ですと、平成32

年に本格的な導水管の更新が新たにスタートするということでもありますので、それまでの間については小規模の補修ですとか先ほどの答弁にあったような、もう使っていないものの撤収だとかそういった形での取り組みで計画の策定に充てられる期間になるということがわかりました。

できるだけ早い時期の更新という形で進んできましたが、一定程度のめどが立っている状況で、また新たな計画だということも理解させていただきましたので、引き続きそこは国の支援の状況も含めてさまざまな取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、過去もこれ、よく伺わせていただいているのですが、上下水道料金の考え方についてであります。

特に、大型の水利用が想定されるような施設が網走にできるような場合について、企業の誘致の観点から考えても料金については一定程度考えなければいけない、あるいは水源を別に設けるなどのことも考えなければいけないということを過去にもいろいろ議論をさせていただきましたけども、平成29年度についてはどのような検討がされる感じなのでしょう。28年度の検討の状況もあわせて伺えればと思います。

**○児玉卓巳営業課長** 水道事業につきましては、御承知のとおり、水道水の供給に要する経費を料金で賄う独立採算の原則に基づいて運営しております。

また、料金につきましては、地方公営企業法におきましても公正妥当なものでなければならぬと規定され、また下水道事業についても、特別会計での運営となっております。

当市の水道料金の体系でございますけれども、現在、家事用、業務用、工業用など、用途別の従量制の料金体系をとっております。また、下水道使用料につきましても、従量制の料金体系をとっております。

そこで例えば、新たに進出等される事業所、工場等に対しまして、その使用水量により料金面での優遇、減免措置等を講じますことは、結果として既存の使用量との不公平感を招くこととなります。企業誘致の促進や使用水量の増加という点を考慮しましても、水道部としては極めて慎重に検討をしなければならない事項と考えており、またその事業所への大量の給水となりますと、既存施

設の改修が必要となることも想定され、そういったさらなる投資の可能性についても、また、検討が必要かと現在考えております。

**○平賀貴幸委員** 検討状況については理解をさせていただきました。

水の問題というのはなかなか難しいものがあるというのはこれまでの議論でも私も理解はしているつもりですが、一方で、この問題のクリアがある程度できるようになると、企業誘致にとっては大きなメリットがある状況がありますので、引き続き検討していただきたいなというふうに思います。

水道関係の最後の質問ですけれども、国が現在、水道事業を民営化する法案を国会で審議をするというようなお話を伺っているところであります。

これまでの考え方ですと、もし民営化した場合についても、施設の更新も含めて企業側の負担になるという形だったものですから、特にメリットもなく、余り進まないようなイメージを私も持っていたのですが、ここに来て検討されているのは、施設の更新は自治体の責任だけれども、運営だけ民営化にするような流れであります。民営化しているところは数としては、国内では少ないですけれども、ただその少ない事例を見ていると料金はかなり大幅に引き上げられているところが多くてですね、そこは課題となっていて、課題というよりは、はっきり言えば問題になっているような状況もあって、私はこれは進めるべきではないものが国によって進められようとしている、とても看過しがたい事例だなというふうな認識を持っています。

そこで網走市においても、恐らく水道事業民営化するような考え方はお持ちでないと思うのですが、どのようなスタンスでいらっしゃるのか確認させていただきたいと思います。

**○児玉卓巳営業課長** 今回、水道法の一部改正が現在国会で審議されております。

この水道法改正の趣旨、背景としましては、人口減少に伴う水の需要の減少、そして水道施設の老朽化等に対応して、水道の基盤を強化を図るために、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営事業に係る公共施設等の運営権、こういったコンセッションと言われる権利を設定する場合に許可制の導入の措置を講ずるものとして改正が

予定されております。

今回のこの改正の部分で、人口減少の水の需要の減少、水道施設の老朽化への対応、これはまさしく当市におきましても最重要の課題でございます。

公共施設の運営権というのは民営化につながる部分だという御指摘もありますが、PFIの一つの類型で、利用料金の徴収そのものを企業、株式会社、こちらに渡してしまうと。想定されているのは、20年から30年と相当長期間にわたって、施設の所有権は水道の事業体、自治体が持っているながらも、運営権そのものは、料金の徴収も含めて特別会社に譲り渡そうとするものでございます。

それで、今回の法改正の柱となっております、この官民連携の推進とあわせて広域化の推進ということも大きな柱となっております。

ここにつきまして、今後、北海道が設置をします広域連携を推進する協議の場、こちらにつきまして、官民連携についても話し合う予定となっております。当市としましては、その議論を踏まえて、慎重に検討を行っていききたいという考えでございます。

**○平賀貴幸委員** 水道はライフラインでありますので、慎重の上にも慎重にということが私は大事だと思いますし、できればそういう形のものをしてほしくないのがこれまでの事例、少ないのですけれども、しないのは、見ていてもいいのだろうかというふうに思っておりますので、ぜひ、そこは余り積極的に進めない方向で臨んでいただきたいと思います。

それでは続いて介護保険特別会計の関係の質問に移らせていただきます。

最初に、居宅介護サービスについてお伺いさせていただきたいと思いますが、今回の文教民生委員会の説明を受けて、補正の説明を受けたところ、通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションが増加していることが読み取れる内容でありました。

来年度以降も恐らくこの利用の増加は続くと思いますし、先ほど来、議論にあります新たな介護保険のサービスの中でも、こうしたものはますます重要度は増していくのだというふうに思います。

このサービスの提供体制の維持というのはとても大切であります、短期的にはそれほど心配な

いということは理解できるのですけれども、中長期的に見て見通せるのかどうか、見解を伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 居宅サービスにおけます通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションについてでございますけれども、当該事業につきましては、委員のおっしゃるとおり年々利用者が増加傾向にありまして、平成28年度においても、同年度同期との比較で増加しているのが現状です。

市内に事業所が訪問リハビリテーションは2カ所、通所リハビリテーションが3カ所あり、今後も受け入れは可能というふうに認識しておりますけれども、新年度に第7期計画の策定に向けたサービス見込み量調査を実施しますので、そこでしっかり実態を把握していききたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** はい、第7期の計画での把握ということでした。計画についてはまた最後のほうにふれさせていただきます。そこはやっぱり大事になるということが改めてわかったわけでありませう。

続いて介護予防生活支援サービス事業についてですけれども、細かい事業の内容については各委員から質問がありましたので、私からまず事業の内容を1点だけちょっと確認させていただきますけれども、買い物支援事業、当初シルバー人材センターからのスタートだということでもありますけれども、今後は、そのほかさまざまな事業体などに拡大をしていくということが多分この事業は大事だろうというふうに思います。今は人数が少ないので、多分シルバー人材センターさんだけなので、そういった考え方をもちながら事業をやっていくということで間違いなかったでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 買い物支援事業につきましては、平成29年度シルバー人材センターへの委託により実施しますけれども、市内には宅配事業者や、勿論スーパーなどでも宅配なども実施しておりますので、将来的にはそういった部分も含めた形の中で買い物支援というものを考えていききたいというふうに思います。

**○平賀貴幸委員** まさにそのとおりの考え方が大事で、ここをきっかけに今まで余り介護にかかわってこなかったこともうまくかかわれるように

すると、これは実はできるサービスというふうに裏返すとなるものですから、ぜひそういった考え方をもちながら進めていっていただきたいと思いますが、そこで伺わせていただきますけれども、新たに実施するさまざまな事業を含めて、事業がえになってここでやる事業を含めてですけれども、これで果たして十分なのかというふうな捉え方をしております。

私はまだまだ足りない事業があるというふうに考えておるのですが、原課としてはどう捉えていらっしゃるのか、また足りないものがあるとするれば、今後どのようなものが必要になるというふうに現状では想定されているのか伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護予防生活支援サービス事業につきましては、予防給付から移行される訪問介護と通所介護に相当するサービス、それと多様なサービス並びにその他生活支援サービス、この三つの区分により実施されることとなります。

今後、事業者と連携した緩和した基準によるサービス、そして地域ボランティアと連携したサービスの創出が必要となると思います。

今回、再編する中で、やはり不足しているなどというふうに感じているのは、やはり地域がかかわる部分が、今後、高齢化の進展に伴いましてニーズとして出てくることが考えられますので、やはり課題としては担い手の育成、確保といったことが重要になるのではないかなというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** かかわりをふやす分野をふやしていくという意味でもそこは大事だということで見解一致するところでありまして、やはりそこは市民部との連携というのがとても大事になるということで、従来から意識を持った取り組みをというふうに市民部に対してそこは申し上げてきたところであります。ぜひ、介護保険のほうからも働きかけを強めていただきたいというふうに思うところであります。ちょうどあすですか、シズネットさんの代表の方が来て講演があるということで、そこがまた一つのスタートになると思いますが、私もこの世界に入って15年ぐらい、もうなりますけれどもそのころからシズネットさん、前の代表の岩見さんがもう先進的にそういう部分を取り組まれていた団体ですから、ぜひそういった

ところの情報も取り入れながらやっていただきたいというふうに思います。

一方で、今後、新しい取り組みになりますと、最初に集中介入期というのがあって、まず廃用症候群から脱却するというところがまず大事になってくると思います。それから、移行期としてその廃用症候群から脱し出した状態を、少しでも元気になっていくという形の取り組みをする、そして、その後生活期ということで日常生活に戻っていくというような流れをどうつくり出すかというのがとても大切で、この3段階の流れができるだけスムーズに流れていくことが大切なことになるというふうに思います。

集中介入期には、先ほど申し上げた通所リハビリテーションだとか、訪問リハビリテーション、あるいは、短期集中予防サービスなどのサービスを受けて廃用症候群から脱却する。そして、移行期としては、地域リハビリテーション支援などさまざまなサービスを受けると。その後、元気になった高齢者の方々は、生活期として地域で活動するわけなので、高齢者のふれあいの家ですとか、シルバー人材センター、とても元気になっているのですけれども、シルバー人材センターですとか、そういった流れになるのかなというふうに思いますけれども、この基本的な流れから考えていくときに十分でないものは、先ほどのものはどちらかという集中介入期から移行期のものだというふうな感覚なのですけれども、やはり生活期の活動場所だというふうに思うのです。ここは限られた場所しか現状ではなかなかないなど考えるのですけれども、担当課としてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 高齢者の生活期の活動の場所といったことをございますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、現状では高齢者ふれあいの家ですとか、らくらく健康トレーニングといった場しかないような状況でございます。

今後、やはり元気な高齢者がふえてきた場合にそういった高齢者が活躍する場の創出が必要というふうに考えておりますので、そういった部分もその地域の生活支援体制整備事業を進める中で、地域の現状なども把握しながら検討していきたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** そういった取り組みもシズネットさんも先行しているので、ぜひそこも参考にし

ながら、あすはしていただきたいと思っておりますけれども、そういった意味で、やはり生活の場所というのが大事だと、生活期がまだまだ拡大が必要だということが改めて認識できたところでありませう。

また、今後の体制を確立するための一里塚としてだと思っておりますけれども、第1層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置するというところでありますが、それで第2層の協議体、大曲地区をモデルに整備をするという補正であるというふうに理解をしています。

そこで伺いますが、第2層の協議体にもコーディネーターを置くことが本当は望ましいのですが、大曲地区の場合についてはどのような感じになるのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 生活支援体制整備事業につきましては、国が示している部分では、第1層協議体にも第2層協議体にも生活支援コーディネーターをといたことなのですが、この生活支援コーディネーター、先ほども御説明しておりますけれども、大変その専門性を要するというような部分がございますので、なかなかそういった人材の確保も難しい状況が考えられますので、今の段階では、地域にその第1層の生活支援コーディネーターにつなぐ地域協力員的なものを配置できればというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** 現状での体制というのは理解をするところでありませう。大曲には大曲レインボーハイツさんありますので、行く行くはそこに置いていくということも一つの選択肢かなというふうに思いますが、まずはその協力員で第2層のコーディネーターの機能を全部は難しいのでしょうか、ある程度は複数名で担っていくようなイメージで進めていただければいいなというふうに思いますが、その第2層の協議体はもちろん将来的にだと思っておりますけれども、大曲地区だけではなくて、市内数カ所に設置していく予定なのだと思いますが、どんな範囲でいつごろをめどに設置していくという考え方をもちたいのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 当初、平成29年度は、第1層の協議体を設置して生活支援コーディネーターを配置するという計画でありましたが、大曲地区が先進的な取り組みを進めているといったことを踏まえまして、第2層のモデル事業というよ

うなことで考えたところでありませう。

第2層の協議体につきましては、生活支援コーディネーターが平成29年度中に、地域のネットワーク化をそこを重点的に進めてですね、平成30年度以降、少しずつ設置できればなというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** 平成30年以降ということ、時間をかけながらということになると思っておりますが、急いで事をし損じるということもあるのだと思っておりますが、そこの方々、地域で暮らす方々ができるだけ不便にならない形での事業の実施ができるよう、できるだけ早い時期の設置ということも多分大事なので、そこはバランスをとりながら進めていただきたいと思いますと思っておりますが、ところでこの第1層、第2層の協議体の役割というのは、求められているのは、実は地域包括支援センターができたときに求められたやっぱりそのものがこっちにも求められるのですけれども、確認しておきたいのですけれども、こういうふうな状況になったときの地域包括支援センターの役割は、同じ役割を持ちつつ、第1層、第2層のこういった協議体も動いていくというようなイメージでよかったですでしょうか。網走市の場合はどう扱っていくのか確認させていただきたいと思いますと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** もちろんその地域包括支援センターにつきましては、高齢者支援といった部分では外せない機関でございますので、しっかりこの第1層、第2層協議体と連携をしながらこの生活支援体制整備事業を進めていければというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** そうしますと、もともと包括支援センターにも新たな地域資源を開発していくのか資源と資源をつなげていっていかうかそういう役割があつてですね、そこも大事な役割というふうにされておりましたので、その役割をしっかりとお互い持ち合わせながら協力していくということをぜひ包括支援センターのほうにも確認しながら進めていただくといいかと思っておりますが、よりよい事業が進んでいくというふうに思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

一方、もう少し第2層の協議体の話をさせていただきますが、中心市街地にも第2層の協議体を設置する必要は私はあると思っておりますが、現状の状況を考えますと、拠点や中心となる団体がないので困難になるだろうということも一方で推

測できます。高齢者ふれあいの家など中心市街地を見るとないのですね。

3日目の商工労働に関する質問の中でも、まちづくり会社に第2層の協議体の中核として入っていただいて、生活支援コーディネーターを配置する必要があるということを質問の中で申し上げました。

私はこの新設予定のまちづくり会社は、第2層だけではなくて、そもそも第1層の協議体の中に加わっているべきだというふうに思っております。

また、まちづくり会社を中核団体の一つとしてつくるこの第2層協議体とそこから生み出される生活期の活動というのは、市内各所に今後、先ほどの答弁のように第2層の協議体が設置されたときに、それでもなお対応し切れない元気になった高齢者の活躍の場を提供する役割を持つような、中核的な第2層の協議体になってくれたらいいのではないかというふうに思うわけです。それは交通の便とか、さまざまな条件がそろっているということなのですけれども、シルバー人材センターで仕事ができるまではいかないのだけど元気になった人の活躍の場をつくるということが大事なことなのですね。その活動の場として提供するコンテンツは中心市街地にこそたくさんあるものですから、そういった役割のようなものの必要があるというふうに思いますが、市内各所のそういった機能、補完する役割を持ちながら重層的な支援が可能となると思いますが、この辺については、介護保険課としてはどうお考えでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** まちづくり会社に関することでございますけれども、まちづくり会社が今後どのように、どんな役割を持ってどのようにちょっと進んでいるのか、私ちょっと把握していませんけれども、第1層、第2層の協議体につきましては、その構成となるのはもちろん地域ですとか、その中にその生活支援を担う担い手ですとか、生活支援サービス提供者というものが入ってきますので、そのまちづくり会社が将来的にそういった高齢者支援というような部分で活動されるのであれば、協議体の構成となり得るというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** 認識としては共有できたというふうに思いますが、いずれにしましても、これまではその介護保険を進めようというときには、介

護保険の担当部署、それから市民部がどうかかわっていくかという連携が大事だったのですけれども、この形になって実は商工の部分が連携するという形がうまくできていかないと、第2層の協議体ができて生活期になったときのシルバー人材センターや仕事までいかないのだけれど活躍する方々の場を保障する、つまり言いかえると、自分は社会に役に立っている存在なのだというふうに思いながら、わずかだけ収入を得るような形の活動、それによって充実した高齢期を送れるということは実はなかなか難しいということがあります。

ぜひここは、全市で取り組む課題だということを改めて認識しながら取り組んでいただくことで、よりよい網走らしい介護保険の事業をつくっていただきたいと思っております。

続いて、介護人材の確保について伺わせていただきたいというふうに思っております。

介護人材を確保するための事業としての取り組みは、網走市ではまだ緒についたところだというふうに思っております。現状ではもっと、最も早く取り組めるものには有資格者の確保ということがあると思ひまして、一定の割合でその有資格者を雇用するなどの条件をクリアすると受けられる処遇改善加算が3段階あるということになっております。

網走市内の事業所の全てでこれが満度に受けられることが労働者の賃金向上、待遇向上にとって望ましいというふうに考えますけれども、現状どのようなになっているのか伺いたいと思っております。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 当市における介護職員処遇改善加算でありますけれども、この加算を受けられる対象法人につきましては、20カ所ございます。

そのうち、加算している法人は16、加算をしていない法人は4カ所というような内訳になっております。この加算している法人16カ所の内訳ですけれども、加算1が12カ所、加算2が4カ所となっております。

**○平賀貴幸委員** 4カ所が加算受けられていないということで、加算受けられることのほうがより賃金はよくなるわけですから、介護人材の確保にもつながるので、ぜひそこは受けるように促していく必要があるなというふうに改めて思いますけれども、加算3がないということでもあります。

1、2、3と順番に加算を受けられる額が上がっていくのだという認識を持っておりますけれども、これはなぜ3がないのでしょうか。それだけ網走市は介護人材がいない地域だということなのでしょう。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** その部分につきましては、また第7期計画のサービス見込み量調査の時に合わせてちょっと確認はさせていただきますけれども、現段階で言えるのは、要件に合致しないというふうなことだというふうに認識しております。

**○平賀貴幸委員** 要件に合致しないというのは、いろいろあるのだと思います。

制度のたてつけの問題で要件に合致させていないところもあるのかもしれませんが、それから、やはり介護人材が3になるような人材がそろっている事業所は少ないという現状があるからなのかもしれません。ここはしっかり調査をしていって明らかにすることが多分大事なことはないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護職につき、やはり離職率が高いとのことでもありますので、その要件、その理由の一つとして、低賃金ということもあろうかと思っておりますので、この部分はしっかり事業所と連携をしながら実態を把握して、その加算を促していきたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** この加算の制度設計については実は働いている労働者の人たちは余りよくわかってないというふうに私は理解しておりますが、経営側は理解しているはずなのですね。それでやらない理由は恐らく介護保険の特殊な制度設計、障がい者のほうと違うのですけれども、処遇改善加算が上がると、たしか介護の利用者の自己負担が上がるといような制度設計のたてつけになっているので、それを防ぐという意識もあるのかなというのが一つとやはり介護人材が足りないので3まで受けられないという実態があるという、その多分二つの理由しかない。もしくは、制度そのものを理解できていないかなのですけれども、ここは3になると相当思った以上に多くの加算が受けられて、介護労働者の方の処遇改善が相当できるのは多分御理解いただいていると思うので、ぜひここは調査しながら3になるような支援の取り組みをしていただきたいと思いますけれども、そこで今

申し上げたようにこのたてつけが私はよくないのだと思っております、その処遇改善加算を受けると利用負担額が上昇するように連動せずに、本当は本来分離するべきものなのになぜかそうなっているのですよね。そうすると、社会福祉法人減免がある事業所についてはそこを気にしないでいいので、本当は3にできるのだけれども、していないのは多分人材が確保できていないからという理由だというふうに思うので、社会福祉法人については多分人材確保できていないという現状があるのは、調べなくてもそうだというふうに多分言えると思うのですけれども、社会福祉法人以外にもこの減免はたしか網走市のほうは適用を拡大されているというふうに思っておりますが、全ての法人が、この社会福祉法人減免の適用を申請して受けている状態になっているのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** まず加算を取得していない理由といたしましては、これは事業所に確認した内容ですけれども、やはりその職種によって、法人内における賃金体系のバランスがまず崩れるということがまず1点あるのと、委員おっしゃるとおり、利用者負担の上昇抑制というような部分でこの加算をしていないというようなことも見受けられるところがございます。

社会福祉法人減免ですけれども、本来は社会福祉法人が国の制度でいけば該当になるのですが、当市の場合は、社会福祉法人減免に取り組む事業所でこの制度を実施しておりますけれども、市内で今8法人13事業所が実施している状況でございます。全ての事業所が実施しているということではございません。

**○平賀貴幸委員** それはやはりその介護人材の離職を防ぐためには、この賃金上昇含めた処遇待遇の改善というのは欠かせないのだと思っております。

そうすると、今全ての事業所が受けていないという社会福祉法人減免について、事業者が申請をして活用することで、少なくとも自己負担、利用者さんの、高齢者の方々の自己負担がふえるから処遇改善加算を受けないようにしようというようなことはなくなるのだと思うのです。

そうすると恐らく網走市の財政的な負担がふえてくるので、秋葉財政課長の顔がちょっと曇るのかもしれませんが、しかし、ここは考えどころでありまして、介護人材を確保するために事

業者の運営支援を行うよりもですね、直接介護労働者の賃金上昇を国の制度を使って実現しながら利用者の自己負担の軽減を図っていったほうが私は制度の運用としては適切だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** やはり介護職のリスク防止というようなところは、やはり先ほども申しましたが一つの要因として低賃金というようなこともあろうかと思しますので、その処遇改善加算の取得については事業所にしっかり促していきたいというふうに思います。

また社会福祉法人減免につきましても、これはあくまで事業所の考え方なので、取り組む、取り組まないというのは事業者の考え方になりますので、どこの事業所もこの制度があるのは理解いただいているとは思いますが、何かしらの理由があって実施していないという現実もあろうかと思しますので、その部分も把握していききたいというふうに考えてございます。

**○平賀貴幸委員** ぜひそこも把握をしていただいた上でできるだけその社会福祉法人減免を受けて、利用者さんの自己負担が抑えられるけれども、処遇は改善されるという状態、私はつくっていったほうがいいと思いますので、ここは財政にはいろいろ言われるのかもしれませんが、しっかりと介護保険のほう頑張っていてですね、やっていただきたいというふうに思います。

この議論を踏まえた上で、第7期の介護保険計画の策定が行われるということを伺いたいというふうに思いますけれども、以前も質問させていただきましたが、やはりその介護度の改善状況の調査というのをやっていかないと、網走市における介護保険のサービスが果たして適切に行われていて、介護度の改善に貢献できているのかできていないのか、よくわからないような形になると思うのですよね。なかなか手間のかかることでもありますけれども、ぜひ調査が必要だと思いますけれども、第7期の介護保険計画策定においてはこういったことは取り組まれるというふうに理解していいのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 以前に御指摘をいただいて、その後、更新認定する方につきましてはどういった動きなのかというふうなことで把握するようにしておりますので、そういった部分ももちろん介護保険計画の中に盛り込めればなというふ

うに考えております。

**○平賀貴幸委員** 素早い取り組みがあったということ理解させていただきましたので、ぜひそこは取り入れていただきたいというふうに思いますが、介護人材の確保のための取り組みもこの計画の策定にはぜひ入れていただきたいというふうなことを、たしか第6期の計画の策定のときには申し上げたのですが、そのときにはさまざまな理由から盛り込まれなかったのだけでも配慮はしていくのだという答弁でありました。

ぜひこの第7期の介護計画には、人材の確保をしっかりとった上でその取り組みの方法なども記載していく必要が私はあると思うのですけれども、その辺の基本的な考え方はいかがでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護人材の確保というのは大変重要な問題であると認識しておりますし、平成28年度から介護人材確保事業に取り組んでおりますので、そして、今後も継続していくことしておりますので、もちろん第7期計画の中には盛り込んでいきたいというふうに考えております。

**○平賀貴幸委員** はい、盛り込まれるということではよい計画になってくれればと思います。

それとあわせてですね、介護の人材を確保するための視点というのは、処遇の待遇、処遇改善の加算もそうなのですから、介護労働をどうやって、軽労働化といったら言い方おかしいのですけれども、今より少しでも負担の少ない労働に変えていくのかということが多分大事だと思います。

それはロボットを使うというのも一つの方法ではありますが、一番いいのは寝たきりの方を減らしていくということ、寝たきりゼロを目指すのだというところに取り組んでいくことだと思います。これは言うがやすすり行のは本当に難しいというものでありますが、しかしできないものではなくて、やれている地域はこの国内にもありますし、海外に広げると、こんなに寝たきりの方が多いのは多分日本ぐらいなのではないと言われるぐらいの状況でありまして、日本だけが寝たきりになる方が特別に多い国では本当はないのですけれども、サービスのこれまでの提供の仕方や制度のたてつけの考え方がこういう状況を生み出したままにいるということだというふうに思います。

その日に初めて働いた人が、すぐ介護できるということを基本にしながら、サービスの提供をやっている終末期の事業所を私も、これ四国にあるのですけれども、実際見てきております。

もうあと1カ月ないし2週間後にお亡くなりになるような方々が、日中暮らして夜もそこで寝て、朝起きてという暮らしをしているのです。そこに住んでいる方々は、食事の介助を受けたりするのですけれども、基本的にはできるだけ自分で食べていく、昼間に。そして、トイレにも、支援は受けるのですけれども、おむつなど使わずに、自分でしているのですね。そこに最初に来た人は、胃ろうをつけた人もいるのですけれども、その胃ろうを外すための支援をしっかりと行って、口から、流動食ですけれども食べられるような形にして自立まではいかないのだけれども、一定程度の意志を持った生活ができるような形にしているのです。そうすることによって、介護が重度ではなくなる、重労働ではなくなるのですね。それが終末期の施設で行われている実態があるのです。これ道内にも、実はあるのですけれども、そういったことを考えると、やってできないわけではないのだけれども、やるには相当覚悟が要ることだというふうには思います。

しかし、長期的に介護の人材の不足、これ医療もそうですけれども、予測される中で、介護度を下げる取り組み、そして介護度が上がらない状態での事業がやれるということはとても大切なことだと思いますが、ぜひ第7期の介護保険計画の策定においては、こういったことも議論しながら、可能であればこの計画の中に寝たきりゼロを目指そうということが盛り込まれることが望ましい、まず目指そうを盛り込まれない限りは始まらないと思うのです。そこが望ましいと思うのですけれども、原課の考え方を伺いたいと思います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 大変すばらしい取り組みだというふうに思います。事業所の意見をお聞きしながら、先進的な地域の事例を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えています。

**○平賀貴幸委員** いろいろ現場から反発が出ることも予想されることをあえて申し上げなければいけない、もうそういう時代にあるのだというふうに私は思いますので、ぜひここは丁寧に説明、事例紹介をしながら、まずは目標を立てるところか

ら何事も始まるのだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

**○井戸達也委員長** ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

**○井戸達也委員長** 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

金兵委員。

**○金兵智則委員** それではまず初めに、網走港整備特別会計について伺っていきます。

長年の懸案事項で土地の売却というのを進めていかなければならないという状況にありますが、まず今年度の実績と来年度の見込みというのがあればお示しいただきたいというふうに思います。

**○山本規与思港湾課長** 平成28年度網走港整備特別会計における土地売却の実績についてでございますが、1件で面積は2,900平米、契約金額は約4,260万円となっております。

平成29年度における売却の見込みでございますけれども、現在ですね、土地の購入をいただくことが決まっている方はおりませんけれども、現在漁業者の方との間で売却交渉を進めている案件が数件ございます。

そのほかにも現在、利用者の意向によりまして貸付契約を行っている土地につきましても、早期の売却に向けて交渉を進めているところでございますので、今後、引き続き売却に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

**○金兵智則委員** 今年度、28年度が1件で、29年度確約はないが話ししている件が数件あるということでございます。

今、まだ土地が売却しなければいけない土地、まだ残っているというふうに思いますけれども、それが仮に全部売れたときには、どのくらいの金額になるのか。また、赤字というのか、黒字になるという見込みでよかったのかお伺いしたいというふうに思います。

**○山本規与思港湾課長** 現在まで売却されている土地は、10万1,425平米ございまして、残りの売却可能面積が11万9,022平米ございます。この残りの面積全部を売却した場合、大きな面積を全て

大面積特例の価格を勘案して売却した場合につきましては、13億4,970万円ほどになります。平成28年度の決算見込みでは、赤字といたしますか繰り上げ充用金の見込み額は12億2,579万円ほどを見込んでおりますので、全て売れた場合には赤字の解消が見込める状況でございます。

**○金兵智則委員** 最大割引で売ったとしても黒字になるということですので、やっぱり売却を進めていかなければいけないというのがはっきりしております。

今、29年度については漁業関係者と数件お話があったということですが、より積極的な売り込みをしていかなければいけないというふうにあります。今後の取り組みについて、どのようなお考えがあるのかお示しいただきたいというふうに思います。

**○山本規与思港湾課長** 今現在、企業とかには誘致が進んでいる状況にはございませんけれども、港湾貨物の荷主業者などの情報も船舶代理店から適宜、収集してまいりまして、また企業誘致関係部局であります経済部なども情報交換しながら進出の見込みがある企業に対しまして、積極的にセールスを行っていきたくと考えております。

**○金兵智則委員** 少しずつでも進んできているという実績もられますし、今後も、より一層進めていただくようお願いをしたいというふうに思います。

続きまして水道部関係の質問に移りたいというふうに思います。

まず初めに、水源地植林事業というものについてお伺いしたいというふうに思います。この事業は、水源地の草刈りのために今年度まで継続されていた事業であります。来年度は事業が行われないということで予算が計上されておられません。

本年度までは10万円ぐらい、十万何千円だったと思いますが、予算が毎年計上されておりました。

一方で、水道事業会計の予算書を見ると、収益的支出の営業費用、原水及び浄水費の委託料の中身が草刈り業務委託というふうになっておりますが、本年度が234万円から来年度368万円と増加しております。

ここに組み込まれるような形なのかなというふうにちょっと思ったのですが、この事業が終了した理由とこっちに組み込まれるようになったのか

お伺いしたいというふうに思います。

**○吉田憲弘施設課長** 初めに、水源涵養林整備事業について簡単に御説明いたします。

この事業は、水道水源地となります森林資源の確保を図ることを目的に北海道の森林環境保全整備事業に係る補助金の交付を受けて行っている事業でございます。

事業内容については、大空町東藻琴字山里にあります第3水源地付近における約23.5ヘクタールにおいて、植林と補植、またその生育確保のための下草刈りとなっております。

植林等については、平成15年度から平成22年度にかけて実施しております。その後は、生育確保のため下草刈りを平成28年度まで実施してきておりました。実際に請け負っていただいた、網走地区森林組合さんの意見も踏まえ、最後の植林となりました平成22年度の苗木の生育状況により、平成28年度をもって事業を終了したところであります。

あと、収益的支出に計上されている草刈り業務でございますけれども、これについては、水源地及び浄水場等の敷地内の草刈りを定期的に行うものでございます。

**○金兵智則委員** はい、収益的支出の委託料のほうとは中身が違うということで、植林が一定程度進んだのでもう事業が終わったということで理解をさせていただきたいというふうに思いますが、それではその委託料が約130万円ちょっと増加しているのですけれども、この理由って何でしょうか。

**○吉田憲弘施設課長** 予算書の9ページの収益支出の委託料でございますけれども、中身については、草刈り業務だけではなくて、草刈り業務については従前と同じ業務量になっているのですけれども、そのほかの委託がふえている状況にあります。

**○金兵智則委員** では、この予算の部分で、などの部分がふえているということなのかなというふうに思いますが、そのなどの中身を後ほどでも構いませんのでお示しいただけたらなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

次はペットボトル事業です。

こちら平成28年度で終了ということになっている事業であります。網走の天然水というペット

ボトルの水でございましたが、おいしい水のPRや市のPRのためにイベントなどで提供されて、東日本大震災のときには、水不足対策のために被災地への提供も行われたと記憶しております。

しかしながら、以前私も質問させていただいたときには、売れば売るほど赤字になってしまうという状態でありまして、例えばロット数をふやすことなどにより製造コストを削減し、何とか採算のとれるものにしていきたいというような方策を考えていらっしゃったと思いますが、事業が終了ということですので、それが難しかったのかなというふうに思うところではありますが、ペットボトル事業の状況と事業終了の理由についてお伺いしたいというふうに思います。

**○児玉卓巳営業課長** ペットボトル事業について、まず事業の概要としましては、網走の天然水というネーミングで、市民に対しましては良質な水道水のPRとしまして、また市民以外の方へ飲料水や観光のお土産として販売を行い、網走の水質のよさや網走の知名度を高め、そして使用水量の増加促進という目的で、平成20年度からこの事業を開始しまして、製造販売及び各種イベントなどへの提供を行ってまいりました。

この間、9年間たちますけども、道の駅ですとか観光施設、ホテル、商店、コンビニなどは随時販路の拡大を図ってまいりまして、ここ数年間は、年間の販売量でいいますと、本数で約1万5,000本を3年程度はキープしているという状況にございました。

ただ、製造経費と売上収入の収支では、過去の議会でも議論、指摘をされておりますけども、製造するロット数をふやすことによって、単価は下がるのですけども、この水自体が賞味期限が2年程度という部分があって、実際の販売のほうは1年半程度しか販売ができないといったこと、あと、現在は恵庭市にある工場で製造をしておりますけども、こちらからは、新年度以降ですね、製造単価が上がるということも見積もりとして伺っております、なかなかその経常的に黒字としていくこと、今後も継続的にという部分が難しい状況が続いております、それでこの網走のおいしい水のPRとしては、9年間で一定の効果が得られたと考えまして、平成29年度につきましては在庫が一定数ありますので、従来どおりペットボトルの販売提供を行いまして、ただ、新たな新規製

造はせずに在庫限りとしまして平成30年度で事業の廃止を予定しているというところでございます。

**○金兵智則委員** やはり採算のとれるものにしていくのはなかなか厳しかったということで、29年度単価が上がるというところを契機に一旦区切りをつけようかというところだったというふうに思います。

今の答弁の中にもありました、来年度は在庫の販売で112万7,000円という予算も、私も見させていただきました。

1点確認をしたいのですが、28年度、29年度の予算書を見せていただいたのですが、支出の部分で大きく減額になっているところが見られませんでした。でも、29年度では製造がなくなるので、大きく下がっている部分があるのかなというふうな理解だったのですが、もしかすると28年度もつくっていなくて在庫の販売だったのかもしれないのですが、その辺の確認をちょっと1点させていただきたいというふうに思います。

**○児玉卓巳営業課長** 今お話ありましたとおり、29年度につきましては、収益としましてその他営業収益の雑収益として、一定の収益見込んでおります。

そして、その製造費用の計上でございますけれども、28年度につきましては、ペットボトルの製造という項目名はありませんけれども、事業費用の中の営業費用の総係費という項目の中の委託料の中に、200万ちょっとですけれども、28年度、27年度については、予算計上して製造しております。

そして、新年度の29年度につきましては新規製造は予定しませんので計上はしておりません。この総係費の委託料自体がほかの業務委託と合わさって28年度では5,478万2,000円、29年度につきましては5,349万2,000円と、ここで若干下がっていることが製造委託の中止による影響でございます。

**○金兵智則委員** わかりました。理解をさせていただきたいというふうに思います。

さきにも申し上げたとおり、このペットボトル事業は、網走のおいしい水のPRや市のPRというのに一役を買っていたというふうに思います。道外からいらっしゃった方には、軒並み好評だったと私自身も思っております。

今回事業が、一旦、在庫があるにせよ終了してしまうというわけですが、網走市のおいしい水を活用したこれにかわるようなPR手段を何かお考えがあればお示しいただきたいというふうに思います。

○**児玉卓巳営業課長** 現在の時点で具体的なPRの方法は決まっております。

ただ今後も他都市の状況も参考にしまして、費用対効果も含めて継続的で有効なPR方法について引き続き検討をしていきたいと思っております。

○**金兵智則委員** 実際は平成29年度はまだあるということですので、いろいろと検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

○**井戸達也委員長** 金兵委員。

先ほどの金兵委員の質疑の答弁。

施設課長。

○**吉田憲弘施設課長** 先ほどの委託料の増額分についてでございますが、導水管の漏水防止の一環として行っております電気防食の第2水源系の通電が始まることによります電気防食の点検業務の増加によるものでございます。

○**金兵智則委員** などの中には結構たくさんの方が含まれているのだなということを改めて理解をさせていただいたということで次の質問に移りたいというふうに思います。

飲料水対策事業、簡易水道特別会計になるのかなというふうに思いますが、について質問したいというふうに思います。

市内の飲用井戸水の衛生確保と生活環境の向上のために浄水器の設置者に設置費用の一部を助成する事業で、来年度も今年度と同額の103万円となっておりますが、何台分想定をされているのか。またこの一部助成の中身についてもお示しいただければというふうに思います。

○**吉田憲弘施設課長** 平成29年度の助成の内容でございますけれども、最近の助成状況を考慮して飲用浄水器を1件、飲雑用の大型浄水器1件の助成を予定し、予算を計上しております。

あと、助成の内容ですけれども、浄水器の機器の購入費及び設置費用の2分の1以内を上限とし75万円としております。

○**金兵智則委員** ありがとうございます。

まず、家庭用の浄水器、耐用年数というのとは

のくらいになるのでしょうか。

○**吉田憲弘施設課長** 飲用の浄水器及び塩素滅菌器や除鉄機などが対象となっておりますけれども、おおむね耐用年数は平均な目安として10年とされております。

○**金兵智則委員** 10年と、使い方によっては長くなることもあるということだと思います。

浄水器でありますので、使用に当たっては、フィルターのような消耗品が必要で、ある程度の期間で交換が必要になってくるのかなというふうに思いますが、その消耗品など使用に係る経費はどのくらいかかるのか。また、それらは各家庭で個人的に購入し交換するという理解でよかったのかお伺いしたいと思います。

○**吉田憲弘施設課長** 消耗品であります前処理フィルターや浸透膜となりますけれども、フィルターについては約1万円程度、浸透膜については2万9,000円程度となっております。

これについては個人の負担となっておりますけれども、交換時期はおおむね1年から3年となっております。

○**金兵智則委員** はい、結構、短いのかなという感じもしないではないのですが、浄水器についてもう1点お伺いしたいのですが、決められた期間、例えば何年に1回とかでのメンテナンスみたいなものは必要ではないのか。

また、例えば壊れてしまったなどの修理ということも個人負担ということで間違いなかったのかお伺いしたいというふうに思います。

○**吉田憲弘施設課長** 浄水器を設置した後については、設置者において適切なメンテナンスをしていただく形となっております。

浄水器の本体については、その機能が経年劣化により損なわれたと判断した場合については、またその機器に対してのみ助成をまたしております。

○**金兵智則委員** メンテナンスや修理は個人的な各家庭でやっていただくということで、経年的な劣化、例えば耐用年数を超えたもの、例えば故障で耐用年数の前なのだけれども、時間的なものということについては補助ということ間違いのないか、改めてもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○**吉田憲弘施設課長** 経年劣化というだけではなくて、基本的にその機能が損なわれたと判断した

場合については、経費に対しての2分の1の助成をしております。

現在まで122件の助成を行っておりますけども、そのうち4件がこれに当てはまる助成となっております。

**○金兵智則委員** はい、理解をさせていただきたいと思います。

飲用井戸水を浄水器でということですので、一定期間での水質調査というのも必要になってくると思います。

水質調査の状況についてお伺いしたいというふうに思います。

**○吉田憲弘施設課長** 一般水質検査については、個人の飲用井戸については、定期的な検査をすることが望ましいとされておりますが、本事業においては市の負担で3年に一度水質検査を実施しております。

**○金兵智則委員** 3年に一度調査をされているということでございました。

これまで種々いろいろお聞きさせていただきましたけれども、井戸でございますので、井戸ごとにそれぞれ水質に差が出るのではないかなというふうに思います。それによって例えば水質の悪い地区では、フィルターの交換回数が他地区に比べて多くなったり、浄水器自体の調子が悪くなったり、更新時期が早いなど、使用に係る経費負担が大きくなる地区や家庭が出てくるのではないかなという想像がされます。

先ほど消耗品フィルターや浸透膜、1年から3年という幅が広がったのもそういうことなのではないかなというふうに想像されるところなのですが、もちろん水質だけではなくて各家庭の使用頻度が違いますので、一概にひとくくりという考え方はできないというふうには理解しているのですが、水質の違いによってそういう差が出てくるのは考えられるというふうに私は思います。

例えば水質調査をされていますので、水質によって生じてしまう消耗品など使用に係る経費の他地区と比べて分の増額分に対する補助というもの、考え方として持ってはいいのではないかと思います。見解をお伺いしたいというふうに思います。

**○吉田憲弘施設課長** 水質検査についてですけれども、実際、市のほうで水質検査しているのは、浄水器を設置されていない井戸についてその水質の

経過とか悪化状況を把握するために、それをまた使用者にお知らせするために水質検査をしております。

浄水器を設置された後の井戸については、基本的にはお客様のほうでやっていただく形になっております。

ただ、水質については、地区ごとにいろいろな井戸によっても水質の違いはあると思いますので、その後のメンテナンスについては、個々により違いはあると思います。

**○金兵智則委員** 逆に言うと、個々の違いがあるということがわかればそういう考え方を持っていただくことは可能なのでしょうか。

**○吉田憲弘施設課長** 水質による取り組み方の考え方ということですが、当市の飲用井戸の衛生確保に対する取り組みは水質調査や浄水器等への助成条件について、平成26年度の調査をしておりますけれども、道内の他の自治体の取り組みと比較しても積極的なものとなっております。基本的には、水質の違いによるその後のメンテナンスについては、お客様においてやっていただくということで御理解をいただいております。

**○金兵智則委員** はい、道内の他都市と比べても積極的だというのは、率直に評価したいというふうに思いますが、網走市内での差という話ですので、道内の他都市とは余り関係ないのかなというふうな気はします。

やはり水道が届いていないので井戸水を使っている浄水器を設置していただいているというふうな形になるのかなというふうに理解をしています。

水道を引くとなれば莫大な経費がかかりますので、それをやったほうが良いとは決して言えないのですが、そもそも水道が来ていないということが根底にあると。その時点で若干の不平等とまでは言わないですけれども、そういう状況の中で、さらに井戸水の水質の違いによってそういった差が出てしまうと、ある程度はいたし方ないのかもしれないのですが、その中でもはっきりとわかる違いについては、例えばですけど、フィルターが1年でかわるところと3年で大丈夫なところというのは、もし調査をしてみたらはっきりと出てくるかもしれないので3回のうちの1回だけでもというような、そんな考え方でもいいと思うのですが、その辺の、逆に言う

と、水質の違いの調査をしてみるとというのはいかがでしょうか。

**○吉田憲弘施設課長** 先ほど申したところではございますけれども、水質調査については、あくまでも浄水器が、未だまだ設置されていない井戸について、その水質の状況を把握し、なおかつ井戸を使われている方にそれを説明して、もし水質が悪化傾向であればそれを報告して、また基準値を超えているのであれば、この助成制度を周知して浄水器の設置を進めているところでございます。

ただ、浄水器を設置した後については、また繰り返しにはなりませんけれども、基本的には、設置者におけるメンテナンスを基本とさせていただきます。

**○金兵智則委員** 今言ったのはそういう水質調査ではなくて、フィルターの更新の時期をちょっと調べてみたら、例えばこの時期は3年もっていませんね、ここは1年ですねといったようなことが簡単な調査でわかるのではないのですかということだったのですけども。

**○佐々木浩司水道部長** 浄水器を使っているところの水質検査を行えば、どのような状況になっていて、消耗品がどういう頻度で交換されているかわかるという御質問だったと思うのですが、水道部のほうとしても、網走市の飲料水の要綱によって浄水器の助成をしています、その内容の拡充についても検討はいたしました。

その検討する上で、平成26年度に全道の他都市について、どのような対策が講じられているか参考にしようということでアンケート調査を行ったのですが、先ほど施設課長が言ったとおり、ほとんどの市のほうでは、対策のほうはほとんど行われていないと。そういう面では網走市については飲用井戸については衛生確保について大分先進的になっている状況にあります。却ってアンケートを出した市町村から、要綱について参考にしたいのでほしいという形で提出をこちらのほうから逆にしたような経過もあります。

そういう状況のことも考慮して、あとは浄水器を導入された後につきましても、そのときも助成しますが、交換が、水質が悪い場合、劣化する状況も早くなると思います。その場合でも、機器費については2分の1の助成を行うということで、その制度もありますので、そういう飲料水の衛生確保のための制度の周知を図って利用者の方には

それを最大限に利用していただくような形で、今後、周知の方を強化していきたいと考えております。

**○金兵智則委員** おっしゃられていることはわかりました。

私、決して水質が悪そうな、フィルターいっばいかえているところに助成しろと言っているわけではなくて、そういうようなことも、将来的に向けて考えとして持っておいていただけたらなというようなことがあったもので、質問させていただいております。決してやれと言っているわけではなくてですね、実際問題、自分の家庭だけで使っていればフィルターが早いかどうか実はわからないのかもしれないですね。ほかと比べるから初めて、あれ、うち、フィルターの回数多くないかということに気付かれてしまうと。それなのに、同じ浄水器を使っているのに、うちだけ多いのというのは不平等だよねというのがある、水道も来っていない地区だしねというのが、それがちょっとした不平等に私自身つながってしまうという懸念がありますので、何度も言いますけれども、やれと言っているわけではなくて、そういう考え方を持っていただきたいということだったのですけれども、最後にもう一言いいですか。

**○佐々木浩司水道部長** 浄水器をつけた後につきましても、その設置した市内の指定店といいますか、そちらのほうでその浄水器をつけてくださったお客さんのほうに定期的にフィルターのほうをどのような状態になっているかですとか、そろそろ交換、何年も使ってというサイクルとかかわっていますので、その辺についても指定店のほうでそういうことでメンテナンスのほうで協力していただいておりますので、その辺もどういう状況にあるか、今後調査させていただいて状況のほうを把握していきたいと思っております。

**○金兵智則委員** 終わります。

**○井戸達也委員長** 次、松浦委員。

**○松浦敏司委員** それでは質問させていただきます。

まず、市有財産整備特別会計についてであります。この3年ほど土地、建物買い取りなどはないようではありますが、平成28年度の調査件数と結果はどのようになっているか伺います。

**○秋葉孝博財政課長** 平成28年度の家屋の調査結果でございますが、9月に8件の家屋調査を実施

しております。いわゆるエリアを設定しておりますが区域内が5件、隣接が3件でございます。

調査結果でございますが、傾きの変化が生じておりません。小康状態が続いているものと考えております。

**○松浦敏司委員** はい、最近は大分落ちついているというふうに思います。

平成28年度がもう今月で終わるわけですが、そういう意味では、今言った件数を越えることはないだろうというふうに考えてよろしいのか。

それから、これまでの総事業費の総額はどうか伺います。

**○秋葉孝博財政課長** まず初めに、家屋の傾きの調査についてでございますが、30年間という一応節目の年間を決めておまして、これによりまして29年度、新年度は2件減りまして6件の予定をしているところでございます。

これまで、見込みになります。昭和59年から平成29年度見込みでの33年間の累計額ですが、24億2,124万円の見込みでございます。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

24億を超えるお金が、結果として、せっかく潮見住宅団地をつくったのだけでも、マイナスの要素が大きくなっているということでもあります。

それで、一応また確認しますが、潮見住宅団地の中で新たな何らかの変化はなかったということでしょうか。

**○秋葉孝博財政課長** はい、そのとおり、特にございません。

**○松浦敏司委員** 当面、要観察地域、あるいはそこに隣接する地域は、今後とも、一定期間、一定期間といってもこれから相当の期間だと思うのですが、監視していかなければならないのだというふうに思います。

なかなか想定はできにくいのですけれども、収束までの期間というのは相当あるのだと思うのですが、その辺、答えられる範囲で答えたいと思います。

**○秋葉孝博財政課長** 本件に当たりましては、エリアを設定しております。区域内、隣接地域、潮見7丁目地区、それぞれ設定をしまして、それぞれの家の傾きによってランク付けをし、対応しているところでございます。

一定のランクにあるものは将来的になります

が、所有者の申し出により市で買い取るという方針でございます。それぞれの皆さんの生活がございますので、これがいつになるかというのはなかなかお示しするようなことは困難な状況でございます。

**○松浦敏司委員** はい。昨年と状況はほとんど変わっていないというふうに思います。

この潮見住宅団地の軟弱地盤の問題というのは、そもそもの始まりは、市が分譲した土地の一部で、本来、住宅地としてはならない公園用地の部分を埋め立てて分譲地にしたと、ここに原因があるわけですが、その結果として地盤沈下を起こして家屋が傾くなど、危険でそこに住むことができなくなると。その結果、移転、あるいは改修することになったものだというふうに思います。

また対象外の周辺の土地や建物の不動産価格の評価が下がるというふうな状況も私自身聞いております。分譲地を購入し家を建てた市民は、市役所を信頼して念願の家を新築したということだと思います。それが数年のうちに家が傾いて住むことができないというのは非常に信じがたいことだったと思います。

その意味でも市の責任は極めて重大であり、この間、24億円を超える巨額の資金が投入されていますが、被害に遭った市民の皆さんにはこれからも丁寧な対応が求められているというふうに思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、網走港整備特別会計についてです。

他の委員も質問していますので、残っている部分だけですが、まず最初に、歳入ではどのようなものがあるのか伺います。

**○山本規与思港湾課長** 網走港整備特別会計の歳入科目についてでございますが、使用料といたしまして、荷さばき地等の用地の占用にかかる使用料である用地使用料、公共上屋の使用にかかる上屋使用料、船舶に対する給水にかかる給水施設使用料、財産運用収入といたしまして、売却用地の土地の貸付収入であります貸地料、土地売却収入であります土地売却収入となっております。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

そこで、この網走港港湾計画というのがありますが、これは昭和53年の当初計画目標というのは、外房で50万トン、内房で1,700万トンで

始まったかと思えます。昭和63年には、その目標を大きく引き上げました。外房80万、内房が2,000万トンに引き上げました。

しかしその後、何度か下方修正をいたしまして、平成21年には外房が20.6万トン、内房が64.6万トンに引き下げたということになります。これは結局、外房ですれば当初の目標の41.2%、内房でいえば38%というふうに大幅に下方修正したわけです。

そこで伺いますけれども、結果の出ている平成27年度の計画に対する実績はどのようになっているか、利用率はどうなっているか伺います。

**○山本規与思港湾課長** 網走港の利用状況についてでございますけれども、平成27年の実績では、外房が8万トン、内房が30万1,000トン、合計で38万1,000トンとなっております。

利用率につきましては外房が38.6%、内房が46.6%、合計で44.7%となっております。

**○松浦敏司委員** 大きく計画の目標を下げても、両方合わせても4割ちょっと、44%ということでありました。

そういう意味では、相当、当初計画の大きかったということがわかるかというふうに思います。

土地の問題については先ほど金兵委員が質問したので、これは数字についてはわかりました。

そこでこの特別会計は、能取とは若干は違うのですが基本は同じと、つまり土地が売れなければ赤字というのは減らないということでありまして、赤字が12億2,578万というふうになっていると思います。

赤字を解消するには先ほど言ったように土地を売るしかないわけですが、先ほどもどういう形で売るといってお話もありました。やはり土地を売るからには、売る努力、それから宣伝というのが非常に大事だというふうに思うのです。

そういう意味で、あらゆる場面を通して、土地の魅力を宣伝しなければならないと思うのですが、その辺、改めてもう一度伺いたいと思いません。

**○山本規与思港湾課長** 土地を売る努力についてでございますけれども、企業誘致の担当部署とも連携を取りながら、また網走の土地を売却しているということをホームページに載せましてPRしているところがございます、また関係の、今、貨物を蔵置している企業に対しましてもなるべく

蔵置の土地を買っていただけるよう、上京した折にはポートセールスなどを行ってきておりますので、今後とも引き続き続けていきたいと考えております。

**○松浦敏司委員** はい、やはり自信持って売る必要があるのだというふうに思います。

場所的には決して条件の悪いところではないというふうにも思いますし、そういう意味では、とにかく売らなければ、赤字は減らないという、そこにしっかり視点を置いて取り組まなければならないと思います。今、12億を超える赤字ということで、繰り上げ充用金ですから、放っておくと金利で雪だるま式にふえるというのが能取でありましたけれども、今は低金利というよりももうマイナス金利になって能取とは違う状況ではありますが、しかしこれは低金利がいつまでも続くとは私は考えられませんから、できるだけ早い時期に土地を売却しなければ、第2の能取になりかねない会計だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

次に、能取漁港整備特別会計についてであります。

これも川原田委員のほうから質問があって、聞きたいところは、大半聞いて理解をいたしましたけれども、しかし、この会計も最大約57億円という赤字を抱えた大変なものでありました。

しかし、市の職員や、あるいはいろいろな人たちの知恵を出し合う中で、今日までこういう5億円台にまで縮小したというのは、関係する職員の皆さんやかかわった皆さんにそれは非常に敬意を表したいというふうに思います。とはいえ、現在、まだ5億を超える赤字があるわけです。

それで、この全て売った場合、未売却地を全て売った場合、どれぐらいの金額になって最終的に赤字はどの程度残るのか伺います。

**○脇本美三水産漁港課長** 能取工業団地の未売却用地を全て売った場合どうなるかという御質問ですが、能取工業団地における処分可能な土地の面積は、既に売却した分も含めて49万5,468平方メートルでありまして、平成28年度中の売却分も含めまして、35万9,257平方メートルの処分が完了しております。売却率はおおよそ72.5%という状況でございます。

現在、13万6,211平方メートルが未売却用地として残っております。この13万6,211平方メートル

ルが基準単価の3,500円で全部売れたと仮定した場合には、4億7,673万8,000円の売却代金ということになります。

一方、累積赤字につきましては平成29年度の予算計上しております繰り上げ充用金として、5億788万2,000円でございますから、売却代金からこの繰り上げ充用金、累積赤字額を差し引きますと3,114万2,000円が計算上赤字として残るということになります。

**○松浦敏司委員** 今議会の中でも、一般会計から繰り入れをして、これ以上赤字がふえない仕組みをとってありましたし、最終的な、去年も伺いましたけれども、最終的な赤字の金額というのは、確かに徐々に徐々に全て売れた場合の赤字額というのが、ことしは遂に3,100万円台になりました。そういう意味では、この間の努力は若干報われているのだらうと思います。

しかし、まだこの土地も残り13万6,000平米売らないとならないわけですから、これもなかなか簡単には売れない、地域的にもそう簡単には売れる土地ではないとは思いますが。

前段、去年は2件ほど売れているという話もありましたし、今後とも、この土地売却に努力をしていただきたいという、これは要望したいと思います。

次に、国民健康保険についてです。

これも永本委員から質問もあったところでありますが、まず、国民健康保険は、他の共済保険や協会健保と根本的に違っておまして、雇用主負担がありません。加入者は自営業者、年金生活者、失業者など、所得が比較的低い世帯が多いというのが特徴です。中には、漁業者、農業者の中で高い人もいますけれども、多くは決して高くないという状況です。

そういう意味からも本来、国民健康保険という名にふさわしいように、国がもっと負担しなければ、保険料は引き上がるだけということになってしまう。保険料を引き下げるには、国庫負担を大幅に引き上げて、そこに資金が入らないと国保の会計というのは、加入者の保険料にはね返った、こういうことになるのだらうと思います。

ジェネリックについては先ほどお話を伺いましたのでわかりました。

それで、今現在、毎年のように、一般会計からの法定外繰り入れというのを行っていますが、こ

の法定外繰り入れは、どれぐらいになっているか伺います。

**○江口優一保険年金課長** 一般会計からの法定外の繰入金につきましては、保健事業分や福祉医療助成影響分、出産育児一時金の一部などとして、平成27年度決算で約5,538万3,000円を行っております。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

次にですね、収納率、それから、滞納世帯については、どのようになっているか伺います。

**○江口優一保険年金課長** 国保料の収納率の推移でございますが、平成25年度の現年度分で93.8%、滞納繰越では17.95%、合計84.07%、平成26年度では、現年度で93.5%、滞納繰越で22.12%、合計84.44%、平成27年度では、現年度で93.41%、滞納繰越で21.61%、合計83.88%となっております。

滞納者の状況でございますが、同じく平成25年度では802世帯、全世帯の11.7%、平成26年度では822世帯、全世帯の12.2%、平成27年度では789世帯、全世帯の11.9%となっております。

**○松浦敏司委員** 現年度で言えば、決して低くはないのだらうと思います。

大体最近の傾向を見れば、93%台を推移しているということがわかりました。

それで今現在、資格証あるいは短期証、それから、差押えというのはどれぐらいあるのか伺います。

**○江口優一保険年金課長** 初めに3カ月の短期証でございますが、3月1日現在の数値となりますけれども、平成26年度が378世帯、27年度が388世帯、28年度が385世帯となっております。

資格証についてですが、同じく3月1日現在ですけれども、26年度で32世帯、27年度で37世帯、28年度が28世帯となっております。

続いて、差押えの件数でございますが、平成25年度が118件、平成26年度が124件、平成27年度は102件となっており、それぞれ、預貯金、国税還付金などを対象に行っております。

差押えによって納付された保険料は、25年度で債務額2,527万9,000円に対し、593万9,000円、26年度では、債務額3,066万3,000円に対し、649万2,000円、27年度では、債務額2,468万7,000円に対し、251万5,000円となっております。

**○松浦敏司委員** 差押えについては預貯金という

ようなお話がありましたけれども、預貯金だけなのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 主なものとしましては、預貯金と、あと国税の還付金も対象としております。

○松浦敏司委員 はい、理解いたしました。

資格証で言えば若干、前年よりは下がっているという状況にはありますけれども、ただ、まだまだあるのだなというふうに思っているところです。

それから次に、検診助成事業として1,689万2,000円というふうになっておりますが、この事業内容について伺います。

○江口優一保険年金課長 検診助成事業の内訳でございますが、委託料としまして、人間ドックへの助成金単価2万3,000円に対して265人分で609万5,000円。脳ドックへの助成金単価2万3,000円に対して350人分で816万5,000円、合計1,426万円。このほかにミニドックにおける各種がん検診への助成金として263万2,000円、合計1,689万2,000円となっております。

○松浦敏司委員 はい、理解いたしました。

そこで次にですね、特定健診の検診率はどうなっているか伺います。

○江口優一保険年金課長 特定健診の受診率でございますが、25年度が24.1%、26年度は22.8%、27年度は26.2%と前年度から3.4ポイント上昇しております。

北海道平均の受診率は、平成27年度で27.1%となっております。

○松浦敏司委員 この特定健診の受診率が、結構上がったということでもありますけれども、これは非常に評価に値すると思うのですが、これ、この間の取り組みとしてどんなような取り組みをしてこういうふうに一定の数字引き上がったのか、原課としてはどんなふうに判断しているのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 27年度受診率が大幅にアップした要素としましては、4月に全保険者に対して受診券を送付していることで受診に対する案内を行っております。

5月の広報では特集号を組んで周知を図り、8月に1年以上受診をしてない方や40歳になった方限定で勧奨のハガキを送るなど、個別に受診の勧奨を行っております。

また、28年度からは、一般会計ではありますけれども、網走健康マイレージを実施しており、特定健診、がん検診等の参加者もふやしていきたいと考えております。

○松浦敏司委員 努力の結果、やっぱり正直に数字に表れるのだなというふうに思いますが、ただ、まだまだこの数字に安心はできないなど、もっとやはり伸びてほしいというふうに思いません。今後ともこの点での努力をすべきだというふうに思います。

次に、後期高齢者医療についてであります。

○井戸達也委員長 松浦委員。

松浦委員の質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○井戸達也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

松浦委員の質疑を続行します。

松浦委員。

○松浦敏司委員 次に、後期高齢者医療について質問します。この後期高齢者医療制度というのは、2年に一度、保険料が見直され、保険料が引き上がるという特徴を持っています。ただし、前回については、平成28年9年分のこの2年分については、均等割が1,663円減額、所得割が0.01ポイント引き下がり、これによって高齢者には喜ばれたことだと思います。

しかし、後期高齢者を取り巻く状況というのは、介護保険料もそうでもありますけれども、改定のたびに保険料が引き上がっていると。そのほかにも社会保障制度というのがありますけれども、負担がどんどんふえるということで、まさに社会保障の負担で押し潰されると、こういうふうなつぶやきも聞こえるところであります。

そこで、保険料の賦課限度額を超える人はどれぐらいいるのか、まず最初に伺います。

○江口優一保険年金課長 後期高齢者医療の保険料の限度額を超える方についてですが、平成28年度では、当初賦課の段階で61名となっております。

○松浦敏司委員 昨年もほぼ同様の60名ぐらいだったかなというふうに思いますが、一定程度いらっしゃるのだなというふうに思います。

次にですね、保険料の軽減についてであります。

す。

軽減は9割、8.5割、5割、2割という軽減策がありますけれども、それぞれのぐらい人数がいるのか伺います。

**○江口優一保険年金課長** 平成29年度の9割、8.5割、5割、2割軽減の対象者についてですが、5月以降に所得が確定しなければ、ちょっと正確な人数は把握できませんけれども、後期高齢者の人数が大体1.5%ふえるというふうに見込んでおりますので、9割軽減では1,280名程度、8.5割では1,240名程度、5割では640名程度、2割軽減では500名程度と推測しております。

**○松浦敏司委員** 9割軽減というのが1,280名もいる、あるいは8.5割も1,240ということでありますから、この二つだけで2,500ということになります。大半を占めるということになるのだろうと思います。それだけ大変な人たちが多いというあらわれだというふうに思います。そういう中で、保険料を払っているということだと思います。

次にですね、特定健診についてはどのような結果が出ているのか、全道あるいは当市の数字について伺います。

**○江口優一保険年金課長** 後期高齢者の特定健診でございますが、平成25年度で9.67%、26年度では12.16%、27年度では14.76%と過去最高となっております。この14.76%は全道平均の13.41%を超えております。

なお、28年度では1月末現在で11.6%となっております。前年同期と比べ、ほぼ同数となっております。

**○松浦敏司委員** この特定健診が14.76まで大きく伸びたというのは非常に喜ばしいことだと、先ほどの国保の関係でも話しましたがけれども、これはどういった努力をなされた結果、このように引き上がったかというふうに原課としては考えているのでしょうか。

**○江口優一保険年金課長** こちらも国保と同様に平成26年度から受診券を5,100通、全保険者に対して送付しております。また、脳ドックの助成を、年齢拡大により、後期高齢者も受けられるようになったことから、健康診査等と同時期に受診して併用して受診をされる方がふえたことによるものと考えます。

**○松浦敏司委員** 当初から見ると相当伸びているということで、これも引き続き努力をしていって

ほしいと思います。

次に、滞納者に対する短期証、資格証、差し押さえについて伺います。

**○江口優一保険年金課長** 資格証につきましては、医療機関等への受診機会の確保から交付を行っておりません。

6カ月の短期証につきましては、平成28年4月1日時点で17件、平成29年3月1日時点で20件となっております。

こちらは平成26年4月1日が10件、平成27年4月1日が15件となっており、若干ふえております。

また、差し押さえについてですが、平成25年度で4件、26年度で6件、27年度では4件行っております。

**○松浦敏司委員** はい。短期証は若干ふえているということ、それから差し押さえが4件あるということでもありますけれども、これは、差し押さえというのは、内容はどんなふう、どういうものを差し押さえしているのでしょうか。これも預貯金とか、そういったものなのでしょうか。

**○江口優一保険年金課長** こちらも国保と同様に預貯金の差し押さえというふうになっております。

**○松浦敏司委員** なかなか大変な中で差し押さえされるということでもありますけれども、相当きつい話だなと思うところです。

この後期高齢者医療制度そのものが75歳以上の高齢者を囲い込んで、そして、医療制度をつくるというものであって世界的にもまれな制度と言われています。ですから当然、収入の少ない人たちだけ、そして75歳以上ですから病気にかかる人たちもたくさんいる中で、そうそうこの制度が簡単に維持できるようなものではない。国がしっかりと国保支出金を出して維持しないと、結局これもまた、たまたま平成28年、29年については他の基金から繰り入れて若干下がったのだけれども、しかし、これもまた2年後にはどうなるかわからないという大変厳しい医療制度だというふうに思います。

次に、介護保険について移ります。これも他の委員が質問しております。

それで、介護サービスの充実については、前段で渡部委員や平賀委員から詳しく質問されて、それについてはサービスが非常に充実するという、

このことについて私も大いに賛同するところであり  
ます。

私の質問は、そうではなく、どちらかという  
否定的な形といいますかね。一方で、介護保険に  
加入している人たちが、結果として、負担が重く  
なっているという点を質問していきたいというふ  
うに思います。

2015年から介護報酬が2.7%引き下げ、全国  
の介護事業所が倒産するという事態が起きており  
ます。4月からは要支援の訪問介護と通所介護が  
介護保険から外され、総合支援に移されるとい  
うこととなります。

初めにそこで伺いますけれども、歳入で総合  
事業として、2,136万8,000円を包括的支援  
事業として、任意事業として、3,130万2,000  
円とありますが、前年度ゼロであるということで  
多分、要支援の総合支援に移行することによる  
ものだと思うのですが、その辺での内容につ  
いて説明をしていただきたいと思  
います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 歳入科目の確認  
でありますけれども、平成28年度まで地域支  
援事業交付金として一本化しておりましたが、  
地域支援事業における総合事業と包括的支  
援事業、任意事業、これの負担割合、国から  
入ってくる負担割合が違  
うことから、区分して計上しているもので  
ございます。

**○松浦敏司委員** わかりました。

それで、利用料の2018年から3割負担を  
導入しようと国は考えているようです。それ  
で、新年度は、第7次介護保険計画が策定  
されるというふうになると思  
います。この対象となる、対象者とい  
いますか、どれぐらいいらっしゃるのか。3  
割負担になる対象者どのぐらいいるのか  
伺います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 利用者負担割  
合の改正でございますけれども、平成30年  
8月から現役並み所得、これは年金収入に  
置きかえますと340万円以上の方になり  
ますが、この方々を対象といた  
しまして、現行の上限2割負担を3割まで  
引き上げるといったことで、今国会で議  
論される見通しとなっております。

収入に関する部分なので、30年8月とい  
うようなことで、平成28年度の状況、平  
成27年所得から試算しますと、要介護認  
定者の2割負担、これが125名おられ  
ます。そのうち、先ほど現役並み所得  
といったことで年金収入340万円以上  
の方は、

63人が現行の所得に置きかえると該当  
してくるとい  
うような内容になります。

**○松浦敏司委員** そういう意味では、こ  
ういう人たちが出るとい  
うことを想定して、第7次の計画を立て  
ていくということになるのだら  
うと思  
います。いい悪いは別として、それはと  
りあえずわかりました。

それで、昨年の予特で、私が質問した  
のですが、介護施設へのアンケート調  
査を行うというふうに答  
弁しておりましたけれども、どのよう  
になったのか伺  
います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 昨年7月に、  
平成27年度介護報酬改定の影響調査とあ  
わせまして、人材確保の方策などを検  
討することを目的として、市内63事業  
所を対象にアンケート調査を実施して  
おります。

やはり介護報酬の低くなった影響もあ  
りますし、介護人材につきましても、25  
事業所で人員配置基準は満たしている  
から施設は運営できるのですが、やは  
りその施設が理想としている配置と  
比較するとやはり職員が足りないとい  
うような回答が出てきてお  
ります。

その職員不足の理由としては、約9割  
の事業所が希望職種の確保が難しい  
というよう  
な回答しているところ  
でございます。

**○松浦敏司委員** それで、このアン  
ケート調査は去年7月に行  
ったということですが、ことは行  
うのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 第7期計  
画の策定に向けまして、事業所に対  
してサービス見込み量調査を実施いた  
します  
ので、それとあわせて介護人材の確  
保状況ですとか、どのような状況  
であるのかというよう  
なことは確認することとして  
お  
り  
ま  
す。

**○松浦敏司委員** はい、わかり  
ました。

次に、高額介護サービス費の値上げ  
が、2017年8月から現行3万7,200  
円であったのが4万4,400円に引  
き上げられることになり  
ますが、影響はど  
うなるのか伺  
います。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 高額介護  
サービス費につきま  
してですが、平成29年8月  
から一般所得者の高額介護サ  
ービス給付費の限度額が  
これまでの月額3万7,200円  
から4万4,400円に引  
き上げられ  
ま  
す。

平成28年度の実績で522人に支  
給されてお  
り  
ま  
す。

すけれども、このうち限度額の改正が影響する人数は64人となります。1人当たりの月額平均で1,800円程度の影響額というふうに考えております。

**○松浦敏司委員** 結局、限度額引き上がるということですから、対象となる人が減少するというところで捉えてよろしいのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** そういった理解でよろしいと思います。

**○松浦敏司委員** はい。わかりました。どこでもなかなか大変だなという印象を持つところです。

そこで安倍首相は、介護離職ゼロにするというふうに言っているわけです。しかし、全国では、そうはいかないという、現場の声としてはそういう声が多いのだらうと思います。

それで、当市における介護離職ゼロという実態についてはどんなふうに考えているのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 介護離職ゼロについてでございますけれども、総務省統計局の調査によりますと、家族の介護のために離職する人は年間10万人いるというふうに言われて推計されております。

国は、介護離職ゼロの取り組みといたしまして、介護する家族の不安や悩みに対応する相談機能の強化や支援体制の充実、介護に取り組む家族が介護休業や介護休暇を取得しやすい職場の環境の整備、また、働き方改革の推進などを行っている状況でありますけれども、残念ながら当市におきましては、介護のために離職する人というのは、実態は把握できていない状況でございます。

**○松浦敏司委員** なかなか把握しづらいという面もあると思うのですね。たまたま私は生活相談を受けて、その人が父親を介護するために、後を見る人がいないので、自分が仕事をやめざるを得なくて、50代の前半で退職して親の面倒を見た。何とか預金を切り崩しながらやってきたということだったのだけれども、結局、親が亡くなりみとってはみたものの、自分の生活は結局元の職場に戻れるような年齢でもなくなっていると、もう60ぐらい、60になって。そうすると、結局、暮らし方としては、アルバイトをして暮らしていかざるを得ない。そしてそれも健康なうちはいいけれども、最終的にそれもできなくなれば結局、生活保護に行かざるを得ないと、こういう実態。まさ

にテレビなどで私が見た状況と同じことがその方を見て感じました。

しかし、なかなかそういう人たちと接する場というのはなかなかないという点では、一つには、いろいろな職場にいろいろな労働実態調査やいろいろあるのだらうと思うのですけれども、そういう中でやっぱりそういう人たちがいないのかどうかということは何らかの形で把握する必要があるのではないかと、少なからずいるのだらうというふうに感じているところです。

もう一つ、一般的に介護離職ゼロと一般の市民が感じるのは、介護の職場で働いている人たちが、もう低賃金と重労働で耐えられなくてやめるという人が相当いるというふうに私なんかも感じていて、そういう意味では、今網走の、全国のどこでもそうなのですけれども、賃金が安くて労働がきついということではなかなか長い間そこで働くことができないという状況がある。

今の求人倍率が上がっているというけれども、実はそこには、求人であるのはそういった臨時的に就職するというようなことがあって、それで若干上がるけれども、現実そこで正職員としてどうなのだとすると、そうはなかなかうまくいっていないだらうというふうな話もあります。

そこで網走市の各介護施設の中でのそういうそこで働く人たちの固定率といいますか、大体二、三年でやめる方が多いのだと思うのですが、その辺はどんなふうに把握しているのでしょうか。

**○桶屋盛樹介護福祉課長** 網走市における介護現場の離職率といったことになろうかと思っておりますけれども、実態は把握していないのが現状でございます。

しかしながら、平成29年度から一般会計において、昨年平成28年度から実施している介護人材確保事業、この中で、平成29年度の新規事業といたしまして、介護職員の離職防止、定着促進を目的とした研修会や交流会というものを実施する予定でありますので、そういった機会を通じて把握できればというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** ぜひ把握をしてほしいのと、やっぱり介護の施設の人たちがやめなくても済む状況をつくるには、やっぱり賃金がしっかり安定したもの、それで食べていけるような賃金体系にしないと無理だと。特に、男性においてはそういう施設で働いても自分の働きだけでは家族を食べ

させていくことができないということで、好きな仕事だけど続けることができなくてやめていく、そういう男性もいらっしゃいます。続けている人でも、共稼ぎをして何とか生活を維持しているというのが結構多いというふうに思います。

それですね、もう一つ伺いたいのは、当初、要支援サービスの要支援への買い物サービスの関係で、先ほど他の委員からありましたけれども、当初、経済財政再生計画、これ介護代行サービスではありませんね、先ほどの質問に続くのですが、当初経済財政再生計画改革行程表には、次のようになっておるのですね。

ここでは、福祉用具住宅改修の原則自己負担化、それから要介護1、2の生活援護や通所介護を保険給付から外して総合事業へ移行、さらにケアプラン作成の有料化などが介護業界や国民の世論の反発を招いて見送られたと。しかし、引き続き、要介護1、2の生活援護サービスの総合事業への移行を検討しようとしていると。

そして、来年2018年の介護報酬改定による生活援助に対する人員基準の緩和や通所介護などの総給付適正化を行うことも狙われているというふうにも言われているのですが、この点で原課としてはどんなふうに認識しているのか伺いたと思います。

**○榎屋盛樹介護福祉課長** 予防給付から対象外にして地域支援事業にというようなお話ですけれども、やはり、利用者に対する対応が大切だと思います。事業者に対しても報酬が下がらないように、利用者も負担が上がらないようなことを前提に、事業を創出したり、移行というようなことも進めていきたいというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** いよいよことし第7期の計画が立てられるわけですけれども、第6期の全国平均の保険料を見ると5,514円となっています。当市は4,800円がしでしたか。いずれにしても努力をして5,000円台に行かないようにしているのですが、第7期の状況を見ると、4,000円キープするのは相当難しいのかなというふうな思いも持っているわけですけれども、いずれにしてもこういった形で介護保険が進めば進むほど保険料が上がっていったら、もう全国的にはもう5,000円を超えているところが相当あると。平均で5,500円ですからね。6,000円、7,000円というところもあらわれているという点で、私はやはり極力介護保険料に

ついては、低い形で市民の負担が少ない形に努力してほしいと思います。

何よりも必要なのは、国がしっかりと、本来施設をつくれればつくただけ、そこの自治体に対しては、あるいはその建物に対して国の資金がしっかりと投入されて、保険料に反映しにくい形にするというのが国の責任だと思います。そのことをしっかりとお伝えしたいというふうに思います。

最後に、水道事業会計についてです。

これはもう他の委員も質問しておりますので伺いますけれども、予算書の13ページを見ると、配水管布設がえの予算として1億3,694万円計上されています。導水管については先ほど質問がありましたのでこれはいいのですが、この配水管のかえるところについてですけれども、何カ所で、メートルにするとどのくらいなのか伺います。

**○吉田憲弘施設課長** 29年度の配水管の布設がえ工事については、全カ所で12カ所、あと延長で約2,000メートルの布設がえ工事を予定しております。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

これも土地の条件にもよるのだらうと思うのですが、長もちするところや非常に長もちしないところもあるように、電食の多いところとかというようなことも聞いたことがあるのですが、以前は潮見地域辺りが相当そういう現象があらわれていたのですが、そういった関係でこの12カ所の中でそういう状況があつて布設がえしなければならないというようなところは何か所かあるのでしょうか。

**○吉田憲弘施設課長** 先ほど、12カ所と言いますけれども、そのうちの7カ所については漏水防止対策として行うところでございます。

**○松浦敏司委員** はい、わかりました。

あと、この予算書の中に土地取得として100万円、それから建物取得として420万円とあるのですが、これは具体的にどういうところを言っているのか伺います。

**○吉田憲弘施設課長** 固定資産購入費のうち、土地と建物に取得費を計上させていただいておりますけれども、土地の取得費については、管の布設は歩道への埋設を基本としておりますけれども、線形的にどうしても民地、または号線敷地に埋設せざるを得ない場合に、その必要用地を取得するための費用として計上しているものです。

あと、建物の取得費については、近年、水道施設の維持管理や点検に係る機材、車両がふえたことにより、現在の機材庫では手狭になってきたことから、新たに桂町浄水場敷地内に機材庫を設置するための費用を計上したものとなっております。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

あと、水道週間などで、市民を連れて水源地を視察するというようなことを以前やっていたと思うのですが、去年はやっていなかったのかなというふうに思うのですが、もし行われていないとしたらその理由は何なのか伺います。

○児玉卓巳営業課長 浄水場水源地等の水道施設への見学につきまして、6月の1日から水道週間が毎年あります。その中の取り組みとしまして、こういった水道施設の見学をバスをチャーターして行っておりました。それで平成26年を最後としまして、平成27、28の2年間は実施を見送っております。

その理由につきましては、この見学会の参加人数が年々減少しておりまして、抜粋してお話ししますと、平成22年は67名、24年は47名、26年は34名と減少したこともありまして、この水道週間の見学会は27、28は実施を見送っておりますが、その一方で桂町の浄水場を含めまして、潮見の配水地、そして東藻琴の水源地、ここへの見学の受け入れにつきましては、例えば平成28年度につきまして、実績ですけれども桂町の浄水場で小学校5校241名、水源地につきましては、小学校1校30名、市内の民間団体、大人の方の団体ですけれども20名計50名、合わせますと年間291名が見学をしております。

○松浦敏司委員 大人はやめたけれども、子供たちを初めとして、要望があればやるというようなことを理解いたしました。

最後に、昨年伺った給水停止について3カ月から2カ月に短縮することを取り上げましたけれども、ほぼ1年経過していますが、状況はどうなっているか最後に伺います。

○児玉卓巳営業課長 給水停止の未納対象期間の短縮による状況と効果について御説明いたします。

給水を停止するその対象となる料金の未納期間につきまして、従前3カ月でありましたものを、平成28年度、昨年4月より1カ月短縮しまして2

カ月を対象としております。

現在、2月末の時点で11カ月が経過しておりますけれども、この間の給水停止に係る状況を前年度の同期と比較しますと、給水停止の20日前に行います給水停止の予告の件数が約2倍強にふえております。給水停止の10日前に行います給水停止の通知の件数、こちらが約1.6倍にふえております。

実際にそこまで行かしても督促予告通知、そういったことにしましても、何ら納入または相談のない場合にやむを得ず行う給水停止の実施件数は、平成27年度は96件、今年度2月末は141件と約1.5倍にふえているのが状況でございます。

一方、短縮した効果としまして一番の部分は収納率の向上であります。ここにつきましても2月末時点の前年度対比を見ますと、平成27年度が97.91%で、平成28年度2月末が98.70%と、率にしまして、0.79%収納率の向上を見ており、これを年間の水道料金で見ますと年間で約700万円の収益増を見込んでおります。

○松浦敏司委員 終わります。

○井戸達也委員長 次、栗田委員。

○栗田政男委員 能取特会について伺いをいたします。

松浦委員、ほかの委員からもいろいろ種々議論をされたところであろうかと思いますが、私も昨年、その経過、過去の経過から踏まえて、いろいろ肯定の立場からお話をさせていただきました。

おさらいになるかもしれませんが、最高額、先ほども出ていましたが57億というマックスの赤字が膨らんだに至った経過をもう一度再確認をしたいと思います。原課でどのように押さえているかお示してください。

○脇本美三水産漁港課長 今、委員からお話あったとおり、平成10年度末の累積赤字が過去最高額で56億5,000万円ということでございまして、こういった状況に至った経緯ということでございますが、昭和51年に工業団地が整備をされまして、その後分譲開始をしたわけでございますけれども、当時の漁港法の制約から平成11年に漁港法が改正されるまでの間は水産関係にしか土地を売却できないという極めて売却先が限定をされたというのが一つございます。加えて200海里問題もありまして、土地の売却が思うように進まないという状況でありました。

さらに高金利の時代と重なりまして、一時借入金の利子が重くのしかかったということで、結果として多額の累積赤字を抱えることになったというふうに認識しております。

**○栗田政男委員** マックスがその時点だということで、その辺あたりから私も内容についてはよく知っているのですが、港のほうも活用するつもりで、そこに整備が何度か入っただけなのですが、到底その使用に耐えられる状況ではなかったということも聞いています。

いろいろな要素がかみ合っ、今の形というのかその結果になったのかと思いますが、実は本年度末をもって非常にいい数字が出ております。これはやはりお話にもありましたけれども、水面下のいろいろな御尽力があって、今こういう形に、56億が今5億に、10分の1になって、もう5億を切るのも目の前に来ているという大変すばらしい数字になっています。

当初、基金を繰り入れたりしていろいろなテクニックの中でこういう状態に持ってきたということも皆さん認識は同じだと思いますが、基本的にはこの土地、この会計は、先ほど来出ているその土地を売却して最終的には、残る、残らないは別にして売っていくという基本的なスタンスは今も変わらないということによろしいでしょうか。

**○脇本美三水産漁港課長** 基本的に土地を売却することによって赤字は圧縮できる、赤字を圧縮すると。それとあわせて、赤字の状況といいますか、健全化法で定める資金不足比率を維持向上させるために、一般会計の繰り入れとあわせて健全化を図っているという状況でございます。

**○栗田政男委員** それは多分財政のほうに聞かないとわからないと思うのですが、5億円が今の低金利の時代ですから、こつこつと売りながらそこを圧縮していくのが多分ベストな方法なのだろうという選択を選んでいるのだと思います。

この辺については私ちょっとよくわかんないのですけれども、財政のほうでこの5億、今のところはこういう選択をしていく方法がいいというふうに捉えているのでしょうか。

**○秋葉孝博財政課長** 能取漁港整備特別会計につきましては、基本的に独立採算ですから、まず土地を売ることが前提であるというふうに考えております。

そうは言っても資金不足比率が上がる、今、健

全化法が平成20年度から適用されまして連結決算となりましたので、さまざまな対応をしておりますけれども、まずは土地を売って少しでもその赤字額を小さくするのが基本というふうに捉えております。

**○栗田政男委員** 先ほどもこれも出ていましたけれども、金利は今すごく低金利なので、当然そういう選択がベストだというふうな捉え方というふうに私も捉えます。

ただ世の中の情勢というのはいろいろなトランプさんの影響もありながらどう変わるかわからない。低金利というのはやっぱりこのまま続いていくとまた弊害も出てくるのは確かであります。急な金利の上昇等があった場合については、以前行ったように、一般の基金の繰り入れをしなくてはいけない状況が生まれたときにはするということその覚悟もあるのかなという気がするのですが、どうでしょうか。

**○秋葉孝博財政課長** これはですね、そういった仮定の話になりますので今現在どうするという、市の方針をお話しすることはなかなか困難でございます。

ただ、財政のほうで取り崩し可能基金残高がまず27年度末ですが24億ありまして、これ、能取だけの話ではなくて網走港の実質赤字、これ二つ会計合せて去年の決算で18億ですから、それを上回る基金を今持っているということは、例えばその経済の状況とは別にその健全化法というのも過去はなかった法律で、夕張を契機にしてつくられた法律です。

こうしたものでそういった見直しがさらに強化されれば、そういう基金を投入せざるを得ない状況が来るかもしれないということで、今これを上回る基金を持っているということは、財政的には何かあった際にはこれは使えるというふうには考えております。

**○栗田政男委員** はい、万が一の場合についてはそういう方法もあるということをお聞きしまして安心をする次第です。

財政課の非常に夜遅くまで仕事をなさっているときがあります。私も夜、この市役所の前を結構通るのですけれども、本当に体を壊さないように頑張ってもらえればなというふうに思います。

当市の財政、非常に優秀だと私は感じております。それは結果として、成果として、3月末、い

ろいろの特別交付金等で、当市の状況はプラスになっていますので、非常に私は優秀な財政課、財政、特に資金繰りの担っている大切な部分ですから、これからも大変でしょうけれども、しっかりとやっていただければなというふうに申し上げたいと思います。

戻しますけれども、最近、これは課長がかわったからという話ではないと思うのですが、非常に活発にいろいろな形で、地元の企業も土地を買っていただいたり、もしかするとその後に工場等、民間の話ですから、つくっていただければより一層いろいろな経済効果が発生するというので、今までと違った努力もされていると思うので、もし違ったことがあれば原課のほうでお教え願えればと思います。

**○脇本美三水産漁港課長** 私が担当しているから土地が売れるということでは決してないというふうに理解をしておりますが、これはいろいろなかわりとかめぐり合わせとか、そういったところで土地が売れてきたということはあるかというふうに思います。

これは、私どもも売却に向けてさまざま努力工夫はしていきたいというふうに思いますけれども、一方でやっぱりこう宣伝することによっていろいろな事業所さんが目をつけていただくということがまた一方で大事なのだらうと思いますから、そういった取り組みについては今後も継続して行っていきたいと思っています。

**○栗田政男委員** すごくいい風が吹いてきているような気がします。そういうふうに民間の方のいろいろな工事も当然工場建てるとなれば始まりますし、水産センターのほうも改築ということであそこに人も集まります。

近藤委員が一般会計のほうでお話をしたように、あそこのある施設ももう景観的にすばらしい施設がまだフル活用されていない状況であると思います。網走で唯一おろせるポートヤードは、許可になっているのはあそこだけです。ほかのところからおろせないシステムになっていますので、そういうことも含めていろいろな財産があそこに眠った中で、そこに少し光が入ってきている今状況であらうかと思っています。

そして、一つ動くと物事というのは、だらだらと流れるという傾向があります。その風がとまることなくしっかりと流れていけば、売却もきちん

と進んでいくのではないかと思います。

個人といいますか、民間で持っている土地も価値が上がると思います。そこをまた活用するようにしてみようかという、そこに人が集まっているいろいろなことが始まれば、そういう傾向も出てくるのではないかと思います。

もう1点、民間にお売りになるということ、その登記が終わった段階からは固定資産税というのが発生します。大きな建物だとかが建てば、多額の固定資産税が市の税収として入ることになります。

石狩とどうのこうのということは申し上げませんが、経済プラスマイナスで考えたときには相当な効果が期待できる。去年も申し上げましたが、決して死んだ土地ではないし、僕は宝物だよと言ったことが現実になってくれればなということに切に願う次第でございます。

私、質疑の中で非常に気持ちが先走りしまして、難解な発言が多かったように今回は反省をしております。議会基本条例の中で反問権を設置しております。

皆さんにもその難解な質問でわかりにくいところがあれば、どしどしと反問権を行使していただいて私たちに言っていただければ、なお一層いい審議ができるかと思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

まちづくりは人づくりという言い方をしますが、一つだけ志誠会のほうの代表質問の中にありました自己肯定をする、またそこでピンときたのですね。自己肯定、つまり私が捉えたのは、自分をしっかりと認める、自分を認め愛すること。そうすることによって他の人にもそれ以上に認めて愛することができるということに私は捉えました。

この自己肯定するということが今やはり少ないように感じますし、ややもすると自分自身も含めて自己肯定、いい言葉だな、志誠会から出てくると思わなかったのですが、非常にいい言葉だと感心した次第です。

教育の中でおっしゃったのかなと思いますが、これは全体に、市の中の組織もそういう考え方が浸透すればより一層活性化するのではないかと思います。

そんなことも含めながら、私たちのまちは皆さんと一緒に生きていきたいなと思います。

最後になりますけれども、3月末で御勇退をさ

れる皆さんがいらっしゃいます。職員の中にもたくさんいると思いますが、本当に長い間お疲れさまでした。そして、ありがとうございましたということをお願いして、終わりにします。

**○井戸達也委員長** 以上で、本日の日程であります特別会計、企業会計並びに関連議案1件の細部質疑を終了しました。

本日はこれで散会とします。

再開は21日午前10時としますから、御参集願います。

大変お疲れさまでした。

午後3時00分 散会

---